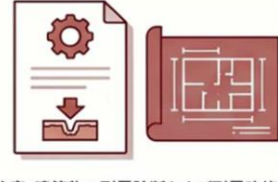


第8章 建築

広島県における耐震化促進の取組

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化促進  病院や店舗など、不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化を推進します。	木造住宅の耐震化促進 昭和56年5月31日以前  昭和56年5月31日以前に着工した旧耐震基準の木造戸建て住宅の耐震化を支援します。	広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進  道路閉塞を防ぐため、緊急輸送道路沿いの通行障害既存不適格建築物の耐震化を促進します。
防災業務等の中心となる建築物の耐震化促進  人命救助や復旧に必要で代替が困難な防災拠点建築物の耐震化を図ります。	広島県耐震改修促進計画  住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための法定計画です。	耐震診断義務付け建築物に対する補助制度  診断が義務付けられた大規模建築物や沿道建築物の耐震改修等に補助を行います。
広島県住宅耐震化促進支援制度  市町と協調し、木造住宅の耐震改修等に係る費用の一部を補助する制度です。	耐震リフォーム達人塾  安価な改修工法や合理的な診断手法を習得するための技術者向け講習会です。	住宅の耐震診断・耐震改修の事業者名簿の公表  相談の参考として、耐震リフォーム達人塾の受講者名簿を公表しています。

広島県で実施している耐震化促進の取組

1 施策方針

(1) 建築物の安全安心の確保と質の向上

建築物の耐震化やがけ地付近の危険住宅の移転の促進、既存建築物の防災対策等を通じて、建築物の安全と安心の確保を図る。また、地球温暖化防止に資する省エネルギー対策や環境との調和など、建築物の質の向上に向けて取り組む。

(2) 建築士及び建築士事務所の指導

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的とした建築士法に基づき、建築士及び建築士事務所の指導を行う。

(3) 宅地建物取引業者の指導

宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、この事業に必要な規制を行うことによって、業務の適正な運営と取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図る。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するほか、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業の促進を図る。

2 建築基準行政

建築基準法は、健全な都市環境を守ることを目的に、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている。

建築確認検査は、建築主事又は指定確認検査機関が建築物又はその建築計画が適法であるかどうかを、建築工事の着手前、工事途中及び完了後においてチェックする制度である。

県は、確認検査事務の迅速かつ的確な処理を行うため、土木建築局建築課のほか西部、東部、北部の各建設事務所に建築主事を配置している。

また、広島市（昭和 27 年 4 月）、福山市（昭和 46 年 10 月）、呉市（昭和 50 年 4 月）に建築主事を設置し特定行政庁として発足したのに加えて、尾道市（昭和 56 年 10 月）、三原市（昭和 57 年 4 月）、東広島市（昭和 60 年 4 月）、廿日市市（昭和 63 年 4 月）、三次市（平成 17 年 4 月）に建築主事を配置し、業務の一部を行う限定特定行政庁として発足した。その後、東広島市は平成 18 年 4 月から、尾道市、三原市及び廿日市市は平成 20 年 4 月から特定行政庁として発足し、確認等の事務の全てを行うこととなった。

平成 11 年 5 月の建築基準法改正により、民間の指定確認検査機関が確認検査業務を行うことができることとなり、広島県を業務区域に含んでいる大臣指定の 4 機関、中国地方整備局長指定の 2 機関（以上、県内に事務所を開設しているものに限る。）及び知事指定の 1 機関（令和 8 年 3 月 31 日現在）が業務を行っている。

また、平成 19 年 6 月の建築基準法改正により、一定規模以上の建築物の確認に構造計算適合性判定が必要となり、広島県では県及び指定構造計算適合性判定機関 2 社で業務を行っている。

なお、平成 22 年度から「建築共用データベースシステム」を導入し、確認に係る多様なデータを共有することで、適切かつ効率的な事務の運用を行っている。

年度別確認申請等の推移

特定行政庁建築物等確認申請受付状況（計画変更確認申請を含まず計画通知を含む。）

（単位：件）

年度 行政庁等	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
広島県	124	101	84	74	131
広島市	316	262	235	220	280
呉市	133	139	134	117	105
福山市	53	48	52	40	62
東広島市	113	84	77	77	130
尾道市	29	16	20	17	16
三原市	17	20	16	25	29
廿日市市	38	41	37	33	50
三次市	52	31	34	31	52
民間指定機関	9,532	8,673	8,054	8,116	6,104

3 建築審査会

建築審査会は、建築基準法に関する特定行政庁又は建築主事の処分に対する不服申立の裁決、用途地域内の建築制限、建築物の高さの制限、道路内の建築制限、接道の制限等について特定行政庁の許可に対する同意の決議を行うとともに、諮問事項の調査審議並びに関係機関に対し建議するために設けられている。県内では、県、広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市及び廿日市市の特定行政庁に設置され、許可に対して同意を議決したものは、次のとおりである。

建築審査会取扱件数

（単位：件）

年度	内 容	特 定 行 政 庁								計
		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	
R3	用途地域関係				1					1
	敷地等と道路の関係	2	115	6	3	21	70	4	5	226
	道路内の建築物		2							2
	容積率制限、高さ制限、日影規制	1	2		1				1	5
	計	3	119	6	5	21	70	4	6	234
R4	用途地域関係				2			2		4
	敷地等と道路の関係	14	124	6	69	9	3	11	11	247
	道路内の建築物	2	2				1			5
	容積率制限、高さ制限、日影規制				1					1
	計	16	126	6	72	9	4	13	11	257
R5	用途地域関係	1		11	2					14
	敷地等と道路の関係	11	106	10	47	8	3	6	6	197
	道路内の建築物									
	容積率制限、高さ制限、日影規制									
	計	12	106	21	49	8	3	6	6	211
R6	用途地域関係		2							2
	敷地等と道路の関係	3	74	9	35	3	0	5	5	134
	道路内の建築物		1							1
	容積率制限、高さ制限、日影規制									
	計	3	77	9	35	3	0	5	5	137
R7	用途地域関係		2		1					3
	敷地等と道路の関係	5	61	2	18	3	1	6	3	99
	道路内の建築物		3	2	1					6
	容積率制限、高さ制限、日影規制								1	1
	計	5	66	4	20	3	1	6	4	109

4 建築設計・工事監理業務の適正化

(1) 建築士の育成

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的として、建築士法が昭和 25 年に制定され、更に昭和 58 年の一部改正により、昭和 59 年度から伝統的木造建築物の技術者を育成するために、木造建築士資格が創設された。

これにより、一級・二級及び木造建築士制度が確立し、それぞれの業務範囲が規定された。

これらの資格の取得は、一級建築士については国土交通大臣、二級建築士及び木造建築士については知事が行う試験に合格しなければならない。

(2) 二級・木造建築士試験（広島県知事施行）の状況

(単位：人)

年	申込者数[A]	受験者数[B]	合格者数[C]	合格率[C/B]
R 3	694 (6)	569 (4)	125 (0)	22.0% (0.0%)
R 4	710 (8)	570 (4)	154 (1)	27.0% (25.0%)
R 5	590 (5)	447 (3)	87 (1)	19.5% (33.3%)
R 6	575 (3)	450 (3)	103 (2)	22.9% (66.7%)
R 7	542 (4)	424 (3)	96 (2)	22.6% (66.7%)

(注) () 内は木造建築士 (外数)

(3) 建築士及び建築士事務所の登録状況

一級建築士については国土交通大臣が、二級建築士及び木造建築士については知事が、該当の建築士試験の合格者の申請に基づいて建築士名簿に登録し、免許を与えている。

また、他人の求めに応じ報酬を得て設計、工事監理等を業として行う場合は、建築士事務所を定めて知事への登録を必要としている。

広島県知事登録の建築士及び建築士事務所

(令和 8 年 3 月 31 日 現在)

	一級	二級	木造	合計
建築士	—	18,363	506	18,869
建築士事務所	1,561	475	2	2,038

※ 一級建築士 (大臣免許) の登録数 (全国) は、令和 7 年 4 月 1 日現在 (令和 8 年 4 月 1 日までに公式に発表された数値の中で最新のもの) で、383,923 名

(4) 地震被災建築物応急危険度判定士及び判定コーディネーターの養成

阪神・淡路大震災を契機として、地震による被災建築物の余震二次災害を防止するため、平成 6 年度から応急危険度判定士の、平成 30 年度からは判定活動において中心的な役割を担う判定コーディネーターの養成を行っている。

「地震被災建築物応急危険度判定士」とは、一級・二級及び木造建築士等のうち知事の指定する講習会を受講し、知事が判定士として認定した者である。

(単位：人)

年度	応急危険度判定士		判定コーディネーター	
	講習受講者数	登録者総数 (年度末)	講習受講者数	登録者総数 (年度末)
R 3	116	2,300	—	172
R 4	76	2,190	30	198
R 5	88	2,125	31	229
R 6	107	2,079	29	254
R 7	70	1,967	20	273

5 宅地建物取引業

宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士等に対して必要な規制を行う。

また、不動産取引に関する苦情相談について、国土交通省及び県市町の消費生活部署等と連携し対応している。

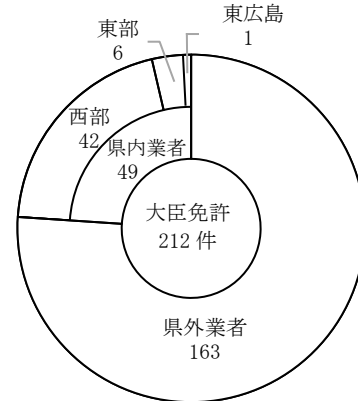
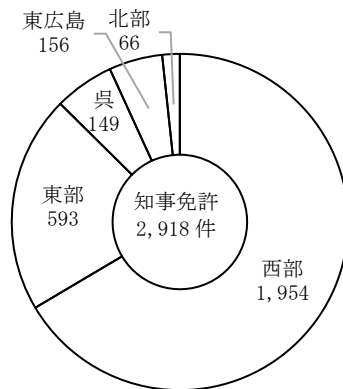
(1) 宅地建物取引業者

ア 年度別宅地建物取引業者免許状況（広島県知事免許）

年 度	当初件数	新 規	更 新	小 計	廃 業 等	年度末件数
R 3	2,843	131	639	770	106	2,868
R 4	2,868	120	665	785	112	2,876
R 5	2,876	140	582	722	130	2,886
R 6	2,886	111	317	428	97	2,900
R 7	2,900	126	285	411	108	2,918

イ 建設事務所別宅地建物取引業者状況（広島県内）

（令和8年3月31日 現在）



※知事免許：広島県のみ事務所を設置

※大臣免許：広島県及び他の都道府県に事務所を設置

(2) 宅地建物取引士

ア 宅地建物取引士資格試験受験状況

宅地建物取引士資格試験受験状況（広島県）

年 度	受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
R 3	5,512	4,391	777	17.7
R 4	5,410	4,322	681	15.8
R 5	5,457	4,318	694	16.1
R 6	5,624	4,485	819	18.3
R 7	5,603	4,492	761	16.9

イ 宅地建物取引士登録者数

25,197 人（令和8年3月31日 現在）

6 県補助事業（耐震・がけ近）

(1) 建築物耐震化促進事業

ア 大規模建築物に係る耐震改修補助制度

不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物の耐震化を促進するため、民間所有者が行う耐震改修工事等を支援する市町に対して補助する。

イ 広域緊急輸送道路沿道建築物に係る耐震診断、耐震改修補助制度

早期の救助・復旧活動の際に、道路機能を保持する必要がある広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、民間所有者が行う耐震診断を支援するとともに、耐震改修工事等を支援する市町に対して補助する。

ウ 住宅に係る耐震改修等補助制度

都市拠点、地域拠点等への住み替えと耐震基準を満たしていない住宅（木造戸建て）の除却を促進するため、民間所有者が行う耐震改修、現地建替、非現地建替、除却を支援する市町に対して補助する。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

昭和 48 年度から、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して、その除却等及び新たに建設する住宅（購入も含む）に要する費用の一部を国、県及び市町が助成している。

直近 5 年間の実績については、令和 3 年度に建物除却 2 戸 1,950 千円（県費 486 千円）、令和 4 年度に建物除却 2 戸 1,950 千円（県費 486 千円）、建物助成 1 戸 3,811 千円（県費 952 千円）、令和 5 年度に建物除却 2 戸 1,950 千円（県費 486 千円）、令和 6 年度に建物除却 7 戸 23,928 千円（県費 3,883 千円）、建物助成 2 戸 10,564 千円（県費 1,468 千円）令和 7 年度に建物除却 4 戸 11,132 千円（県費 2,782 千円）、建物助成 1 戸 902 千円（県費 225 千円）となっている。

(3) 建築物土砂災害対策改修促進事業

平成 27 年度に、土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅・建築物の所有者に対して、土砂災害対策改修に要する費用の一部を国、県及び市町が助成する制度を創設した。

7 福祉のまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」の基本理念に基づき、全ての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような生活環境を整備することにより、住みよい福祉のまちづくりの実現を図る。

「バリアフリー法」による認定

特定建築物の認定

高齢者及び障害者等が特段の不自由なく建築物を利用できる水準（平成 14 年度までは誘導的基準・平成 15 年度からは利用円滑化誘導基準・平成 18 年 12 月 20 日からは建築物移動等円滑化誘導基準）を充足する特定建築物の促進を図る。

広島県全体の認定件数（バリアフリー法）（単位：件）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
認定件数	10	6	8	5	8

広島県全体の各件数（広島県福祉のまちづくり条例）（単位：件）

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
事前協議件数	239	266	252	224	249
適合通知書交付件数	47	34	32	26	33
適合証交付件数	16	17	10	14	17

8 広島県耐震改修促進計画（第3期計画）

耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物、防災業務等の中心となる建築物、広域緊急輸送道路沿道建築物）及び住宅の耐震化の促進に重点的に取り組むことを示した第3期計画（計画期間：令和3～7年度）を策定した。

(1) 耐震化率の状況と目標

対象建築物		【現状】	【目標】	【目指す姿】
多数の者が利用する建築物		91.3% (R2年度末)	96% (R7年度末)	100% (R12年度末)
耐震診断義務付	大規模建築物	91.7% (R7年度末)	耐震性不足の建築物を概ね解消	—
	防災業務等の拠点となる建築物	99.1% (R7年度末)		—
	広域緊急輸送道路建築物	43.3% (R7年度末)		—
住宅		86.5% (R5年)	92%	100% (R17年度末)

(2) 施策体系

全般事項	(1) 相談体制の整備や情報提供の充実 (2) 関係団体との連携等による普及啓発
多数の者が利用する建築物	(1) 市町の補助制度の継続、創設の促進 (2) 計画的な耐震化に向けた指導 (3) 所有者への意識啓発
大規模建築物 【重点】	(4) 公表した耐震化状況の更新 (5) 対象建築物の耐震化に向けた指導等 (6) 民間建築物の耐震改修への支援 (7) 公共建築物の計画的な耐震化
防災業務等の中心となる建築物 【重点】	(8) 公表した耐震化状況の更新 (9) 公共建築物の計画的な耐震化
広域緊急輸送道路沿道建築物 【重点】	(10) 公表した耐震化状況の更新 (11) 対象建築物の耐震化に向けた指導等 (12) 民間建築物の耐震改修への支援 (13) 公共建築物の計画的な耐震化
住宅 【重点】	(1) 市町の補助制度の改善への支援、創設の促進 (2) 所有者への意識啓発

9 建築動態統計調査受託業務

建築物の建設の着工動態及び滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料とするため、毎月1回、国の指定統計として建築着工統計調査、届出統計として建築物滅失統計調査を国土交通大臣からの委託により行っている。

そのうち、県内の着工建築物の状況は、次のとおりである。

(1) 建築着工統計

市郡別着工建築物の床面積の状況

(単位：㎡)

市郡		暦年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
市		計	2, 174, 772	2, 108, 853	2, 065, 083	1, 899, 645	1, 830, 329
郡		計	115, 457	96, 589	97, 644	104, 751	90, 034
県		計	2, 290, 229	2, 205, 442	2, 162, 727	2, 004, 396	1, 920, 363
内 訳	木	造	1, 081, 154	1, 009, 704	955, 349	893, 716	774, 858
	鉄	骨 造	824, 314	806, 073	776, 210	754, 518	709, 478
	鉄	筋 コンクリート造	367, 634	344, 949	388, 387	300, 089	411, 643
	鉄	骨 鉄 筋 コンクリート造	8, 849	30, 898	22, 932	36, 824	12, 478
	コンクリート ブロック造		23	164	37	114	290
	そ の 他		8, 255	13, 654	19, 812	19, 135	11, 616
全 国 計			122, 238, 890	119, 466, 373	111, 213, 656	102, 739, 329	95, 852, 665

(2) 住宅着工統計

新設住宅の戸数の状況等については、県のホームページに掲載している。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/1275877418054.html>

10 建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務

建築物の省エネ性能の向上を図るため、①大規模な非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置（適合判定義務）、届出義務（平成 29 年 4 月 1 日施行）及び、②省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置（性能向上計画認定制度）（平成 28 年 4 月 1 日施行）を講じている。

なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）により、原則全ての建築物に省エネ基準適合義務が課されたことを踏まえ、①の届出制度及び②の表示制度は廃止された。

県内の認定状況等は、次のとおりである。

所管行政庁への届出件数

（単位：件）

所管行政庁 年度		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
R 2	届出件数	80	274	25	153	67	13	31	23	4	670
R 3	届出件数	59	257	10	108	44	4	12	21	14	529
R 4	届出件数	58	295	19	90	59	8	16	22	7	574
R 5	届出件数	17	222	9	95	44	3	13	22	2	427
R 6	届出件数	49	222	20	93	48	4	10	15	1	462

建築物省エネ向上の認定件数

（単位：件）

所管行政庁 年度		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
R 3	性能向上計画認定件数	17	4	4	82	33	8	14	1	0	163
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 4	性能向上計画認定件数	40	83	8	50	30	11	12	16	3	253
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 5	性能向上計画認定件数	27	104	2	10	26	3	4	21	10	207
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 6	性能向上計画認定件数	3	25	2	1	2	0	2	11	0	46
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 7	性能向上計画認定件数	1	9	0	0	0	0	0	2	1	13

11 長期優良住宅の認定業務

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 21 年 6 月 4 日施行）に規定する長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は、次のとおりである。

長期優良住宅の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉 市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合 計
R 3	206	727	68	425	235	52	119	112	10	1,954
R 4	227	834	71	460	267	61	120	96	13	2,149
R 5	266	966	81	524	258	71	127	110	8	2,411
R 6	307	1,087	102	611	322	50	135	147	13	2,774
R 7	297	1,248	136	684	323	66	117	213	14	3,098

12 低炭素建築物の認定業務

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 12 月 4 日施行）に規定する建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え、空気調和設備等の設置について、都市の低炭素化に資する措置が講じられた建築物に関する計画を認定している。

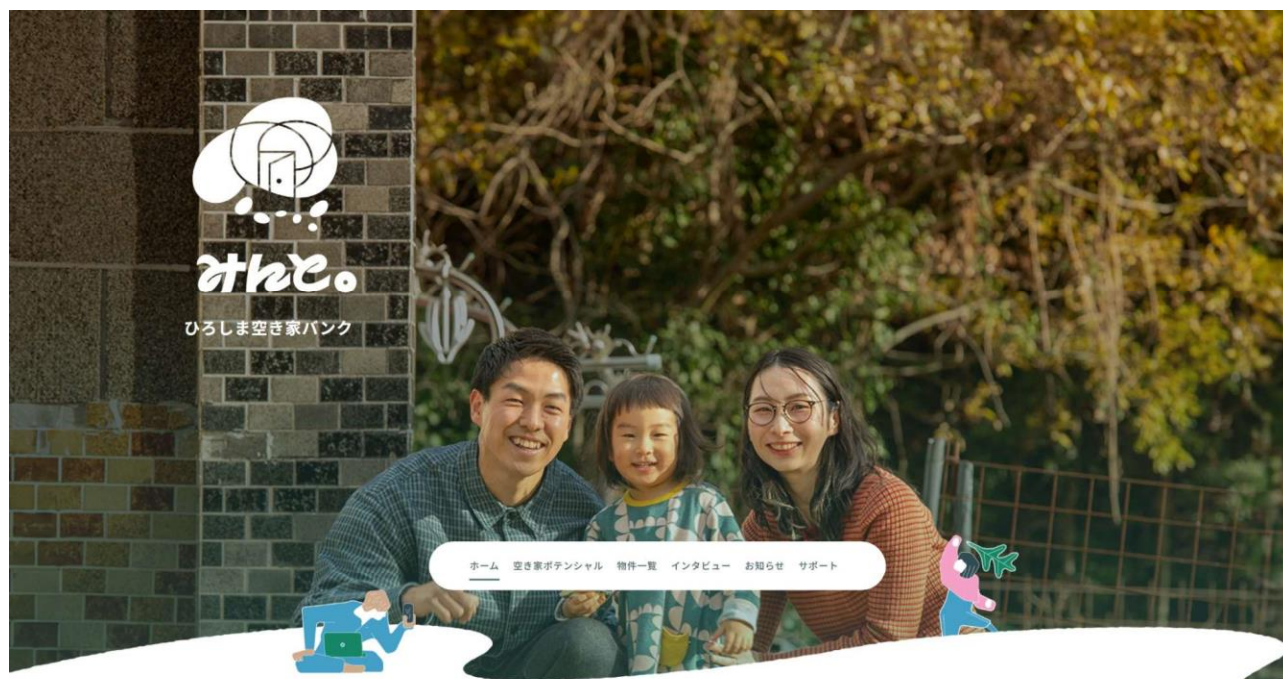
県内の認定の状況は、次のとおりである。

低炭素建築物の認定件数

(単位：件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉 市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合 計
R 3	45	309	20	150	30	5	14	55	5	633
R 4	54	696	43	136	32	14	12	40	0	1,027
R 5	21	81	2	66	9	2	4	17	0	202
R 6	4	77	7	69	7	3	7	9	0	183
R 7	1	48	3	11	1	2	1	5	0	72

第9章 住宅



空き家があなたの 新フィールド。

広島には、みどり豊かな山々と穏やかな海に点在する島々、多彩な都市機能と豊かな自然が近接する恵まれた環境があります。この多様な環境を、あなたの新たな挑戦や活動の場として考えてみませんか？「空き家」という視点から、その可能性を一緒に探るお手伝いをしています。

あなたの得意なことを最大限に活かせる場所がきっと見つかるはず。新しい挑戦にぴったりの場所、または準備を始めるのに最適な場所もあるかもしれません。



ひろしま空き家バンク「みんなと。」

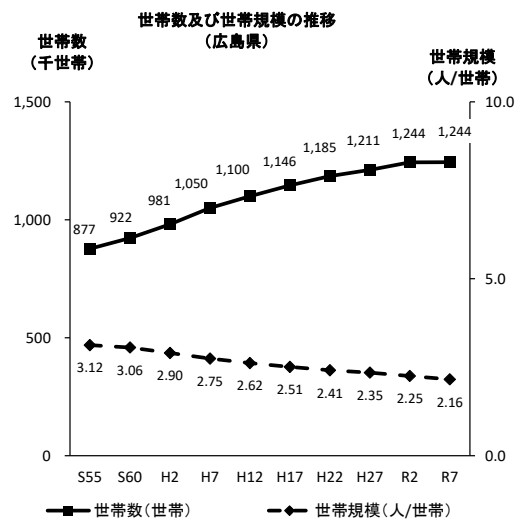
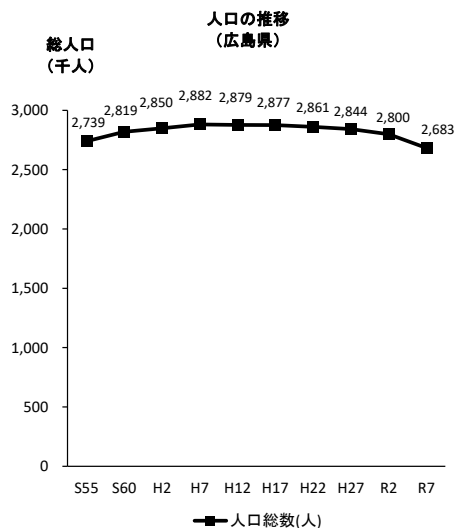
1 住宅事情の概要

(1) 人口及び世帯数の推移

令和7年の国勢調査（速報値）では、本県の人口は約2,683千人で、平成12年の調査以降、減少している。

一方、世帯数は約1,244千世帯で、昭和25年の調査以降、増加している。

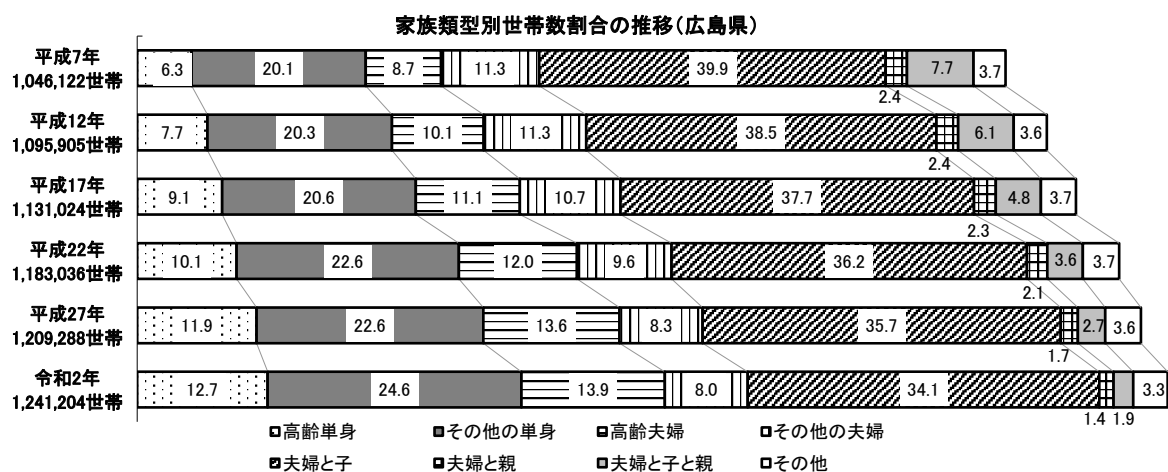
これは、世帯規模の縮小に伴うもので、1世帯あたり人数は、2.16人／世帯で、昭和25年の調査以降、減少している。



(2) 世帯の動向

世帯の動向について、家族類型別世帯数割合の推移をみると、単身世帯、夫婦世帯等少人数の世帯の割合が高まりつつある。

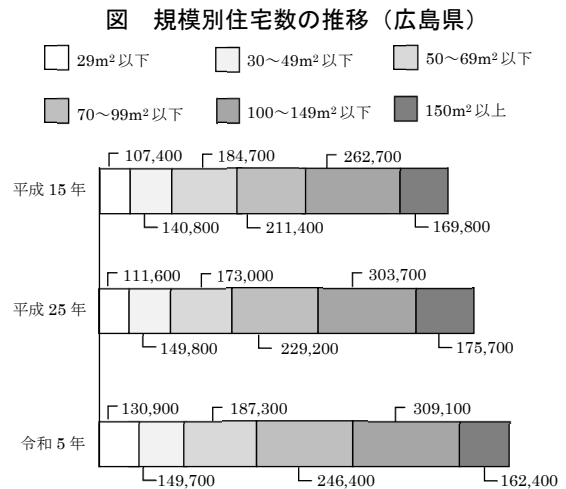
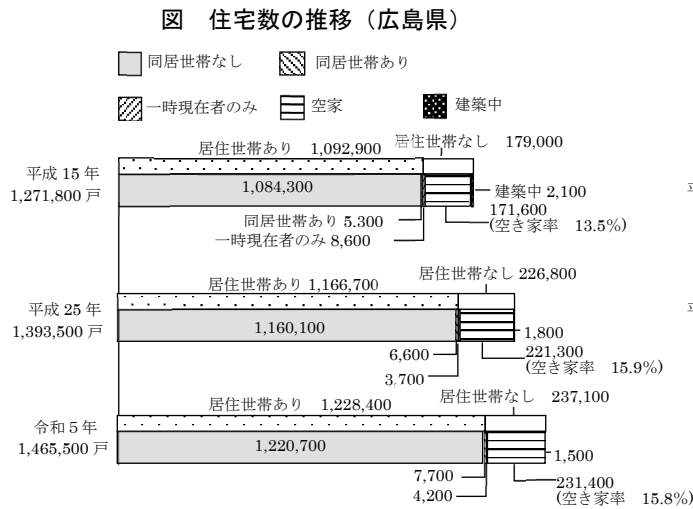
特に高齢単身及び高齢夫婦世帯の割合は、令和2年で合わせて26.6%で、平成7年以降25年間で11.6ポイント上昇しており、今後、これらの高齢者世帯の増加に対応した住宅対策が重要な課題となる。



(3) 住宅数の推移

本県の住宅数は、令和 5 年時点で約 1,466 千戸あり、増加傾向にある。

このうち空き家は約 231 千戸で、空き家率は 15.8%であり、増加傾向にある。



注 1：平成 15 年～令和 5 年住宅・土地統計調査による。
注 2：抽出調査のため、図中数値は合計値と一致しない。

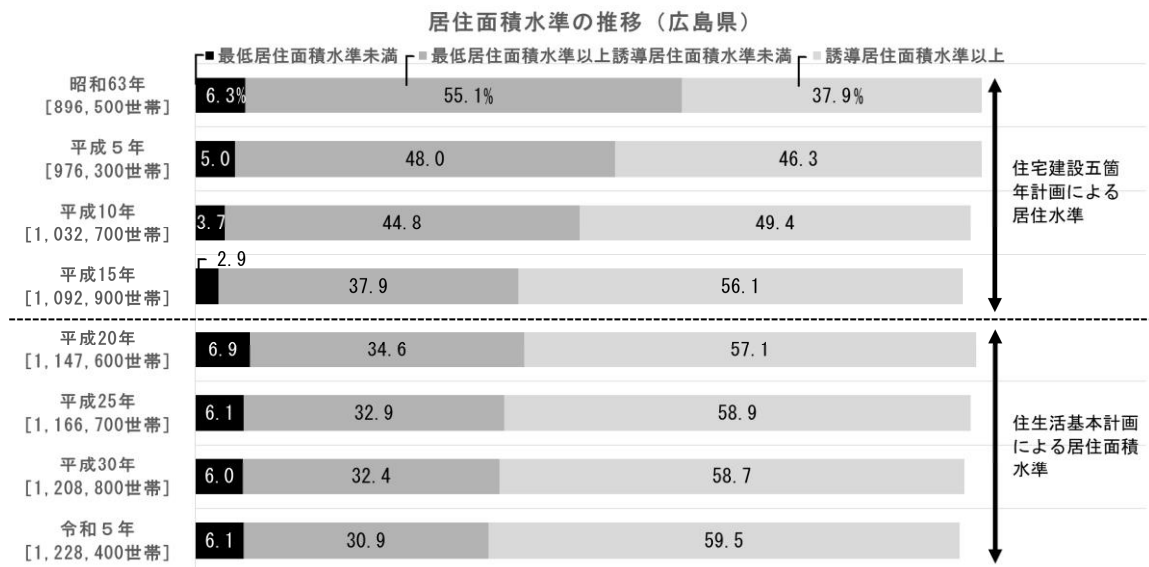
(4) 居住水準

豊かな住生活の実現の前提として、「最低居住面積水準」と「誘導居住面積水準」が住生活基本計画で定められている。

「最低居住面積水準」とは、世帯人数に応じて健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅面積に関する水準であり、「誘導居住面積水準」とは、世帯人数に応じて豊かで多様なライフスタイルを想定した場合に必要な住宅面積に関する水準である。

平成 20 年から最低居住面積水準未達世帯の割合が著しく上昇しているのは、平成 17 年に住宅建設五箇年計画が完了し、新たな住生活基本計画で、その水準が見直されたことが一因と考えられる。

令和 5 年は、広島県内で誘導居住面積水準以上世帯の割合が 59.5%となり、全国平均の 58.0%を超える過去最高の供給割合となる一方で、最低居住面積水準未達世帯の割合は平成 25 年から減少していない。



注 1：昭和 63 年及び平成 5 年は住宅統計調査、平成 10 年以降は、住宅・土地統計調査による。
注 2：割合は、主世帯数に対するもの
注 3：昭和 63 年の誘導居住水準は、共同住宅は都市居住型、その他は一般型で集計した。
注 4：抽出調査のため、図中数値は必ずしも 100%にはならない。

2 「住生活基本計画（広島県計画）」の概要

住生活基本法第17条第1項に基づき、国が策定する全国計画に即して、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針、目標、施策などを定めた計画であり、令和4年3月に現行計画を策定した。

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となっているが、令和8年3月に新たな全国計画が策定されたことに伴い、令和8年度に現行計画を見直すこととしている。

(1) 計画の基本方針

「適散・適集な地域づくり」に向けた、広島らしい魅力ある居住環境の実現

(2) 施策体系

基本方針の実現に向けて「社会環境の変化」、「居住者」、「住宅ストック」の3つの視点と9つの目標を設定し、施策を推進する。

視点	目 標
社会環境 の変化	目標1 広島らしい多様な人材をひきつける魅力的な居住環境の整備
	目標2 災害に強く安心して暮らせる居住環境の整備
	目標3 効果的な住宅施策等に向けたDXの推進
居住者	目標4 子どもを産み育てやすい住まいの実現
	目標5 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成
	目標6 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
住宅 ストック	目標7 カーボンニュートラルに向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
	目標8 マンションや空き家の適切な管理・除却・更新の推進
	目標9 地域の住宅市場・住生活産業の更なる発展

3 主要住宅施策

(1) 公営住宅事業

ア 公営住宅の建設状況

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的として、国の補助金を受けて建設を進めている。

また、外壁改修・屋上防水改修工事、高齢者向け住戸改善工事、電気容量改善工事など既存住宅の長寿命化や居住性の向上を目的とした工事を進めている。

公営住宅の建設状況（最近5箇年間）

（単位：戸）

年度			R3	R4	R5	R6	R7	計
区分								
県	公営	着工戸数(戸)	0	119	0	72	75	266
市町	公営	着工戸数(戸)	0	0	183	6	10	199
計	公営	着工戸数(戸)	0	119	183	78	85	465

県営住宅の建設状況

(着工ベース 単位：戸)

建設年度別	S23～50	51～55	56～60	61～H2	3 ～ 7	8 ～ 12	13～17	18～22	23～27	28～R2	3 ～ 7	累 計 (S23～R7)
広島市	8,599 (830)	1,646	502	184	140	237	238 [110]	35	162		147	11,890 [110] (830)
広島市周辺市町	1,066	40	458	74	122	78	60 [60]	110 [60]		126	71	2,205 [120]
小 計	9,665 (830)	1,686	960	258	262	315	298 [170]	145 [60]	162	126	218	14,095 [230] (830)
呉市	942	156	58	154	104	122		77	20			1,633
竹原市	263	50	20			44	84					461
三原市	587	280	133	8	8		48					1,064
尾道市	475	256	60	70	58	24	20					963
福山市	2,224	314	142	144	106	135				40	48	3,153
府中市	60		5	52	20							137
三次市	76	40	92	47	36							291
庄原市	30	80	52	6	8							176
大竹市	124	170										294
東広島市	201		96	60	58							415
安芸高田市			10	10	20							40
江田島市					2							2
安芸太田町			4	11	4							19
北広島町			16	10	4							30
世羅町				8	10							18
大崎上島町					6							6
神石高原町				8	20							28
小 計	4,982	1,346	688	588	464	325	152	77	20	40	48	8,730
合 計	14,647 (830)	3,032	1,648	846	726	640	450 [170]	222 [60]	182	166	266	22,825 [230] (830)

(注) () 内は内数で、県営改良住宅分を表す。
[] 内は内数で、P F I 事業による買取戸数を表す。
県が建設し、市町へ譲渡した住宅を含む。
建設着工戸数であり、除却した戸数は差し引いていない。

イ 県営住宅の再編整備

本県では、平成 23 年度以降、県営住宅再編 5 箇年計画を策定し、県営住宅の供給方針等を定め、厳しい財政状況も踏まえながら、今後の人口と世帯数の減少を見据え、老朽化が進行しつつある県営住宅の更新を計画的かつ効率的に進め、併せて少子高齢化の進行へ対応した環境の整備を行っている。

令和 3 年 3 月に策定した現行計画では、県営住宅の長期的な安定供給に向け、「人口減少社会における県営住宅の供給」、「一斉更新時期の到来への対応」、「建替統廃合を契機とした適切な再配置」の 3 つを基本方針とし、次のとおり取組を進めている。

(7) 人口減少社会における県営住宅の供給

適切な将来供給戸数を確保するため、地域ごとの今後の世帯数の減少トレンドを見据え、既存ストックの建替統廃合を実施している。

世帯数及び県営住宅供給戸数の推計

	平成 22 年度	令和 2 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 42 年度 (推計)
一般世帯数の推計	約 1,183 千世帯	約 1,228 千世帯	約 1,227 千世帯	約 994 千世帯
うち著しい困窮年収 未満世帯*数の推計	—	約 92 千世帯	約 90 千世帯	約 71 千世帯
県営住宅供給戸数	16,777 戸	16,270 戸	約 15.9 千戸	約 11.1 千戸
うち広島圏域	12,689 戸	12,244 戸	約 12.1 千戸	約 8.7 千戸
うち備後圏域	3,717 戸	3,655 戸	約 3.4 千戸	約 2.2 千戸
うち備北圏域	371 戸	371 戸	約 0.4 千戸	約 0.2 千戸

※ 著しい困窮年収未満世帯：公営住宅施策対象世帯のうち、自力では最低居住面積水準を達成することが著しく困難な年収である世帯

(イ) 一斉更新時期の到来への対応

a 既存住宅の長寿命化による事業量の平準化の実施

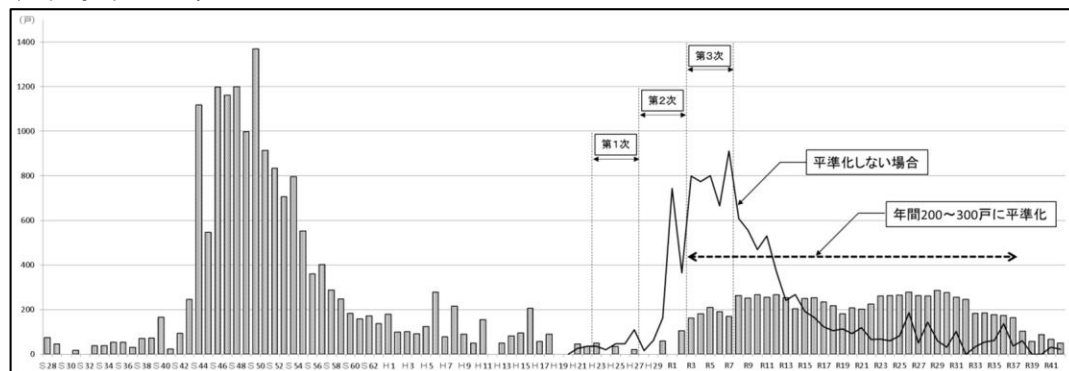
多くの財政負担とマンパワーを要する建替事業が一時期に集中しないよう事業量の平準化を図るため、既存の県営住宅を計画的に改修して長寿命化を実施している。

また、長寿命化工事を実施する住宅は、入居者ニーズに対応した計画的な設備更新等をあわせて実施している。

b 建替統廃合の加速化

長寿命化の見通しが立たない住宅は、早期の建替統廃合を実施している。

建替事業の平準化イメージ



(ウ) 建替統廃合を契機とした適切な再配置

a 地域ごとの需要の偏在による需要量と供給量の乖離解消

需要の高い団地は最大限の戸数を整備する一方で、需要が低く入居率が低い団地は早期に統廃合を実施している。

b 危険エリアに立地する住宅の災害リスク解消

土砂災害特別警戒区域内に立地する住宅は用途廃止し、災害リスクを解消している。

ウ 県営住宅の管理状況等

(7) 県営住宅の管理状況

県営住宅は、令和 8 年 3 月 31 日現在で県内 12 市 3 町に 15,652 戸あり、住宅管理業務は、入居者の募集、選考及び決定、家賃徴収、住宅の維持修繕等多岐にわたる。

入居者の募集は、6・10・2 月のほか必要に応じて行っている。また、募集に当たっては、インターネットや県・市町の広報誌等による広報活動を実施している。

入居者の選考及び決定については、新築及び空家住宅とも公募のうえ公開抽選により入居者を決定している。

家賃等の徴収については、口座振替制度の普及、滞納者に対する電話や夜間・休日を含む戸別訪問等による督促・納付指導、年2回の徴収強化月間の設定などにより、収納率の向上と長期滞納者の発生の未然防止に努めるとともに、生活困窮者等の家賃負担能力の低い入居者に対しては、家賃減免制度の利用を指導するなど、きめこまかい対応を図っている。

また、長期滞納者については、住宅明渡請求訴訟等の法的措置を講じている。

住宅の維持修繕については、日々の小規模な修繕等は速やかに対応するとともに、大規模修繕についても、順次計画的に行っている。

なお、複雑多様化している県営住宅の管理に対応することを目的とし、指定管理者制度を導入し、管理業務の適正化と合理化を図っている。

種別、構造別、所在地別県営住宅管理戸数

(令和8年3月31日現在) (単位:戸)

所在地	団地数	公 営 住 宅 ・ 改 良 住 宅			特 別 住 宅	合 計
		中 耐	高 層	小 計	低 耐	
広島市	31	5,518 [136]	2,602 [650]	8,120 [786]		8,120 [786]
呉市	11	742	221	963	1	964
竹原市	4	198		198		198
三原市	8	709		709		709
尾道市	11	654		654		654
福山市	13	1,665	138	1,803		1,803
府中市	2	120		120		120
三次市	5	211		211		211
庄原市	3	160		160		160
大竹市	3	230		230		230
東広島市	4	275	50	325		325
廿日市市	3	1,196		1,196		1,196
安芸郡海田町	3	278		278		278
〃 熊野町	2	138	322	460		460
〃 坂町	4	54	170	224		224
合 計	107	12,148 [136]	3,503 [650]	15,651 [786]	1	15,652 [786]

※〔 〕は改良住宅の戸数で内数

(1) 県営住宅応募倍率の推移

応募倍率は、平成15年度に9.0倍と高い水準であったが、郊外の団地の申込者数が募集住宅の戸数を下回る場合があること等によって、令和7年度は2.0倍、過去5年間では2.0倍から2.5倍の間で推移している。

(2) 空き家対策の推進

ア 空き家の現状

人口減少・高齢化の進行に伴い、空き家は全国的に増加しており、広島県内の空き家総数は令和5年時点で231,400戸、空き家率は15.8%（全国平均13.8%）となっている。適切に管理されていない空き家の発生によって地域の防災・防犯機能の低下、景観の悪化などが懸念される。一方で、空き家は貴重な地域資源として利活用を推進することで、地域活性化や移住・定住促進に繋がることが期待される。

イ 空き家対策の全県的な推進

適切に管理されていない空き家が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、空き家対策を全県的に推進していくため、平成26年度に県、市町及び関係団体による「広島県空き家対策推進協議会」を設立し、県内の空き家対策の方向性などを示した「広島県空き家対策対応指針」を策定した。さらに、令和元年度に指針を改定し、よ

り具体的な目標設定や空き家の状態などに応じた対策などを位置づけた。令和7年度には、空家特措法の改正やこれまでの取組状況を踏まえた更新を行い、今後の空き家対策の対応方針を整理した。

ウ 空き家の利活用促進

空き家の利活用を促進するため、各市町の空き家情報をとりまとめて発信する、ひろしま空き家バンク「みんと。」を平成28年度に開設した。「みんと。」では、空き家の検索機能のほか、空き家のポテンシャルを紹介するコンテンツや、空き家を活用した広島らしいライフスタイルの事例紹介等の情報発信を行っている。その他、VR内覧機能の実装、補助金情報の追加により、サイト訪問者のニーズに応じた情報の充実を図っている。

ホームページ URL : <https://minto-hiroshima.jp/>



上記のほか、平成27年度より空き家活用や法律の専門家などで構成する「空き家活用推進チーム」を設置し、市町等で開催されるセミナーや勉強会、専門家とのマッチング支援により、地域が抱える課題の解決を図っている。

エ 空き家対策の効率化

空き家対策を効率化するため、水道事業者が保有する水道データ（水道使用量、水道閉栓情報など）から建物の利用状況を分析し、空き家と推定される建物を抽出・可視化するシステム「広島県空き家推定システム ATLAS（アトラス）」を令和7年度に構築した。

本システムの活用により、市町における空き家の実態把握の省力化が図られることから、県内市町のシステム利用を促していく。

(3) 中古住宅の流通促進

持続可能なまちづくりの実現に向けて、都市のスポンジ化や低密度な市街地の形成を抑制し、地域特性に応じて都市機能や居住人口を誘導するため、居住誘導区域内の住宅ストックの活用を促進していく必要がある。

このため、令和5年度から、「都市的なライフスタイル」と「リノベーション」の魅力発信に取り組む、官民連携プロジェクト DIG:R HIROSHIMA（ディグアールヒロシマ）を開始し、イベントやSNSを通じた情報発信に取り組んでいる。

また、令和6年度からは、国や民間団体との連携により、不動産取引や居住地検討などで活用できる「不動産・住宅関連データ」を、インフラマネジメント基盤 DoboX から閲覧できるサービスを提供している。

(4) ゆとりと魅力ある居住環境の創出

広島型の「適散・適集」なまちづくりの実現に向けて、地域特性を生かしたゆとりと魅力ある居住環境の創出を図るため、モデル地区を選定し、市町が取り組む居住環境の将来ビジョン策定等の取組を支援するとともに、その成果を他市町へ波及させていくこととしている。

令和3年度に東広島市「鏡山、西条町下見（広島大学周辺エリア）」、令和4年度に府中市「中心市街地（府中駅西側エリア）・既存住宅団地」、廿日市市「シビックコア地区（市役所周辺エリア）」をモデル地区として選定し、各エリアにおける居住環境の将来ビジョンの実現に向けた取組を支援している。

(5) サービス付き高齢者向け住宅の登録促進

平成 23 年 4 月に改正された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、状況把握サービス、生活相談サービスその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されたところであり、県、広島市、福山市及び呉市に登録窓口を設け、登録を推進している。

サービス付き高齢者向け住宅の登録件数及び戸数（各年度末日時点）

	R3	R4	R5	R6	R7
件数	239	241	244	247	249
戸数	7,844	7,920	8,008	8,043	8,102

(6) 子育てスマイルマンション認定制度の実施

ア 目的

多様な人材が集まる魅力的な生活環境の創出に向け、「広島県子育てスマイルマンション認定制度」を創設し、子育てしやすいマンションの供給を促進するとともに、認定事例の情報発信により、子育て世帯の意識醸成を図ることで、「子育てしやすい住まい環境」の整備を促進する。

イ 概要

県内のマンションを対象に、住戸内及び共用部などの仕様や子育て支援サービス提供などのソフト支援、立地環境において、子育てのしやすさに配慮したマンションを県が認定する。

認定マンション購入者に対しては、金融機関と連携した優遇金利の適用等の特典の付与が行われる。

住宅供給者に対しては、認定を受けることで建築基準法に基づく総合設計制度を活用した容積率緩和が行われる場合がある。

子育てスマイルマンションの認定件数及び戸数

※（ ）内は竣工認定数

	H25～R3	R4	R5	R6	R7	計
件数	45(40)	4(3)	2(3)	0(2)	2(3)	53(51)
戸数	2,581(2,374)	165(121)	59(130)	0(92)	65(87)	2,870(2,804)

(7) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

ア 居住支援協議会の活動

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という）は、家賃の支払い能力に問題が無い場合でも死亡時の対応や生活習慣の違いによる近隣トラブル等への懸念から、民間賃貸住宅への入居を拒否されることが多い。

こうした住宅確保要配慮者の居住支援を多様な主体が連携して行うため、地方公共団体や関係事業者団体等を構成員とする、広島県居住支援協議会を平成 25 年度に設立している。

令和 7 年度は、賃貸人等を対象としたセミナーの開催のほか、市町における居住支援協議会設立を促すための勉強会や意見交換会を行った。

イ あんしん賃貸支援事業の推進

平成 20 年度から住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う不動産事業者（協力店）及び居住支援に協力する団体に関する情報提供等を行っている。

(8) 外国人材の円滑な住宅確保

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等に伴い、様々な業界で人手不足の深刻化が懸念されており外国人材の需要は拡大している。今後、県内企業における外国人材の受入体制を充実させることが急務である中、住宅確保においては、外国人居住に対し不安や偏見を持つ賃貸人が多く、受入企業がその対応に苦慮している。

そのため、令和 7 年度は、受入企業や外国人材が円滑に住宅を確保できる環境の整備に向けた課題を調査・分析するとともに、その対策について検討を行った。

その検討結果を踏まえ、令和 8 年度は、不動産事業者を対象に、外国人材入居受け入れに役立つ実務ノウハウ等を提供するセミナーの開催をはじめ、外国人材を積極的に受け入れる不動産事業者の認定制度を創設するほか、外国人材の受入企業を対象に、県営住宅の利活用による、外国人材の居住支援などを行うこととしている。

(9) マンションの管理の適正化

ア マンション管理の現状

県内のマンションストックは令和 2 年度時点で、約 118 千戸である。そのうち、建物の老朽化や居住者の高齢化等による管理組合の担い手不足が顕著な築 40 年を超える高経年マンションは約 10 千戸存在し、その数は今後急増が見込まれる。

こうした中、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正され、地方公共団体が助言・指導を行うことや、適切な管理計画を有するマンションの認定等を通じて、地方公共団体の関与の強化が図られることとなっている。

イ 広島県マンション管理適正化推進指針の策定

令和 4 年 4 月から施行された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正に伴い、県内の分譲マンションの適切な管理等に向けて、県及び市町が連携して取り組み、県内マンションの適切な維持管理の実施や建替えが進み、安全性や質の維持向上が図られていることを目指し、令和 4 年 7 月に、「広島県マンション管理適正化推進指針（令和 4 年 7 月～令和 13 年 3 月）」を策定した。

(7) 策定方針（基本的な考え方）

- ・ 管理組合等による自律的で適切な管理の促進
- ・ 地方公共団体による適切な助言・指導等の実施
- ・ 維持修繕が困難な老朽マンション等の円滑な再生

(4) 施策と取組

基本的な考え方	施 策	取 組
管理組合等による自律的で適切な管理の促進	1 マンションの適切な管理、維持修繕の促進	① マンション管理士制度の普及
		② マンション管理に関する情報提供
地方公共団体による適切な助言・指導等の実施	2 改正マンション管理適正化法に基づくマンション管理の適正化の推進	① マンション実態調査の実施
		② 管理不全マンションへの助言・指導・勧告の実施
		③ マンション管理計画認定制度の運用
		④ 分譲時からの適切な維持管理の確保
維持修繕が困難な老朽マンション等の円滑な再生	3 マンション建替事業等の円滑な施行の促進	① マンションの建替え等に関する法制度の普及

ウ 広島県マンション管理適正化支援法人登録制度の創設

令和7年11月に施行された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正に伴い、地方公共団体の取組の充実を図るため、管理組合等からの相談対応や区分所有者との合意形成等の支援を適正に行う民間団体を、地方公共団体（町の区域内にあつては県、市の区域内にあつては当該市）がマンション管理適正化支援法人として登録できることとなった。

このため、県においては、町の区域内で活動する民間団体が公的立場から活動できる環境となるよう、令和8年4月からマンション管理適正化支援法人の登録制度を創設し、運用を開始した。

第10章 営繕



広島県庁北館内外部改修その他工事
完成後全景

1 営繕工事の概要

営繕課では、各局等からの工事依頼により、建築物等の設計や、工事の監理・検査等の営繕工事を行い、県民の共有財産としてふさわしい施設とするため、耐久性・耐震性・メンテナンス等に優れた建物となるように配慮している。また、誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインへの対応や、環境に配慮した省エネルギー対策などの新しい取組を行うとともに、コスト縮減による効率的な予算執行など、適正な事業執行に努めている。

令和7年度は、県営第3上安住宅1期新築その他工事に着手した。

令和8年度は、県営熊野住宅2期新築その他工事、県営向ヶ丘住宅1期新築その他工事、広島県警察交番・駐在所整備事業等に着手予定である。

委託業務では、令和7年度までに26件の広島型建築プロポーザル方式による設計者選定を行っている。

2 魅力ある建築物創造事業

(1) 事業創設の経緯について

国内外から多様な人材が集まる魅力ある地域環境の創出に向け、都市空間を形成する建築物の魅力向上を重点的に進めるため、平成25年度に、魅力ある建築物創造事業を創設している。

(2) 事業の概要及び特徴について

ア 事業のねらい

広島県型の建築プロポーザル方式の確立により、魅力ある建築物の創出を推進するとともに、県内の魅力ある建築物の発掘・発信、クリエイティブな人材の育成など、民間建築物への幅広い普及を促進することで、本県ブランドイメージの向上を図る。

イ 事業の概要

区 分	内 容
魅力ある公共建築物の創造・発信	○ 広島型建築プロポーザル方式の実施   厳島港宮島口地区旅客ターミナル（左：H28 提案イメージ、右：完成写真）
	  広島鞆智学園中学・高等学校（左：H28 提案イメージ、右：完成写真）



福山東警察署駅前交番庁舎（左：R3 提案イメージ、右：完成写真）



広島南警察署（左：R1 提案イメージ、右：完成写真）



県営引野住宅 101 号館（左：R2 提案イメージ、右：完成写真）

○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及促進（技術支援）



海田東小学校校舎

R6 実施事例

○ 事業成果の情報発信



R 4 実施事例 建物完成見学会（府中市こどもの国 こどもの広場トイレ）



R 5 実施事例 建物完成見学会（三原市 三原中央方面隊屯所）

○ その他情報発信



R 4 情報発信イベント 2023（伊東豊雄氏×乾久美子氏×小野田泰明氏）



R 7 建築家・安部良講演会～ひろしま建築学生チャレンジコンペ2025 キックオフイベント～

○ 魅力ある建物の発掘・発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開

- ・「魅力ある建物」人気ランキング「ベスト 30」の選定



ひろしまたてものがたり



第1位 厳島神社
(廿日市市)



第2位 原爆ドーム
(広島市)



第3位 阿多田灯台資料館
(大竹市)



第4位 広島平和記念資料館(本館)
(広島市)



第5位 NTTクレド基町ビル
(広島市)

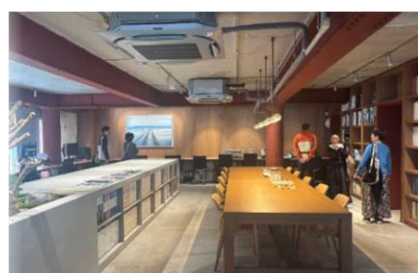
- ・ひろしまたてものがたりフェスタの実施

解説付きで建物を見学する「ガイドツアー」や、建築家のアトリエを開放する「オープンアトリエ」を開催

また、令和7年度は「ひろしま国際建築祭 2025」と連携し、神原・ツネイシ文化財団と県の共催として記念シンポジウムを開催



ガイドツアー
(広島駅ビル minamoa)



オープンアトリエ
(SUPPOSE DESIGN OFFICE)



ひろしま国際建築祭 2025 開催記念シンポジウム

(左：トークセッション、右：特別講演)

○ クリエイティブな人材の育成

- ・「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施



左：広報チラシ 右上：審査会の様子 右下：最優秀作品賞模型・パース
R7実施事例（世羅スノーステーション）

(3) 令和8年度の取組について

区 分	内 容
魅力ある公共建築物の創造・発信	○ 広島型建築プロポーザル方式の実施 ○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及及び技術支援 ○ 事業成果（建築学生チャレンジコンペ等）の情報発信 ・ トークイベント、完成見学会等
民間建築物への波及	○ 県内の魅力ある建築物の発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開 ・ 「ひろしまたてものがたりフェスタ」の実施 ○ クリエイティブな人材の育成 ・ 公共建築物に係る「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施

3 営繕工事の執行状況

令和7年度 主要営繕工事一覧 (1億円以上)

(単位:千円)

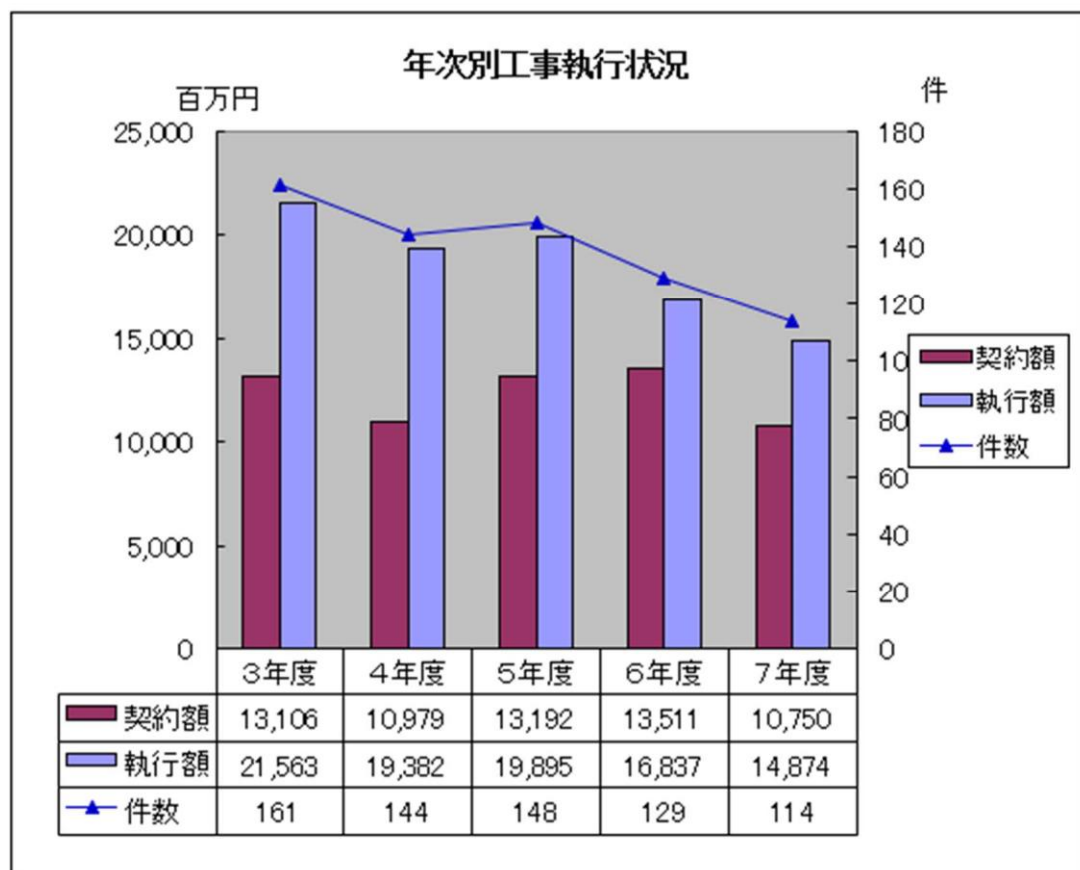
工 事 名	工事箇所	工種	契約金額	着手年月日	完成年月日	備考
旧広島陸軍被服支廠1号棟ほか2棟安全対策工事	広島市南区出汐	建築	2,307,800	2024/10/02	2027/02/17	継続
県営鯉港住宅1期新築その他工事	広島市南区宇品西	建築	1,468,500	2025/03/18	2026/09/30	継続
県営第三上安住宅(仮称)1期新築その他工事	広島市安佐南区上安	建築	2,057,000	2026/03/18	2027/11/26	継続
広島県立広島北特別支援学校狭隘化解消に係る校舎増築その他工事	広島市安佐北区三入東	建築	383,254	2025/10/24	2027/02/02	継続
警察本部別館基町庁舎北館ほか1棟解体撤去工事	広島市中区基町	建築	330,000	2025/09/11	2027/02/26	継続
広島県呉庁舎第1庁舎解体撤去その他工事	呉市西中央	建築	291,924	2025/10/09	2026/10/30	継続
広島県立安芸南高等学校校舎1号棟内外部改修その他工事(1工区)	広島市安芸区矢野西	建築	278,300	2026/01/14	2026/12/14	継続
県営鯉港住宅1期新築機械設備工事	広島市南区宇品西	機械	276,980	2025/06/24	2026/12/07	継続
広島県立広島特別支援学校校舎6号棟内外部改修その他工事	広島市安佐北区倉掛	建築	235,782	2025/08/02	2026/06/25	継続
広島県三次庁舎非常用自家発電設備改修工事	三次市十日市東	電気	230,450	2026/01/14	2027/03/26	継続
広島県立神辺高等学校校舎41号棟内部改修工事(2期工事)	福山市神辺町川北	建築	227,700	2026/02/27	2026/11/23	継続
県営鯉港住宅1期新築電気設備工事	広島市南区宇品西	電気	219,930	2025/06/27	2026/12/07	継続
県民文化センターふくやま舞台吊物機構改修工事	福山市東桜町	建築	202,400	2025/11/18	2027/03/26	継続
広島県運転免許センターLED照明改修工事	広島市佐伯区石内南	電気	190,300	2026/03/12	2027/02/26	継続
(仮称)県立埋蔵文化財センター本館・普通教室棟ほか2棟内部改修その他工事	広島市東区上温品	建築	188,100	2026/03/24	2026/12/18	継続
県民文化センターふくやま外壁改修その他工事	福山市東桜町	建築	165,880	2026/03/13	2027/02/26	継続
(仮称)県立安芸津病院耐震化対応に伴う基本設計及び実施設計委託	東広島市安芸津町三津	建築	158,400	2026/02/07	2027/05/31	継続
広島県立神辺旭高等学校校舎2号棟ほか1棟内外部改修その他工事	福山市神辺町徳田	建築	151,800	2026/03/13	2027/01/20	継続
広島県立広島北特別支援学校狭隘化解消に係る校舎増築その他電気設備工事	広島市安佐北区三入東	電気	138,820	2025/10/24	2027/02/02	継続
広島県立広島北特別支援学校狭隘化解消に係る校舎増築その他機械設備工事	広島市安佐北区三入東	機械	135,300	2025/10/22	2027/02/02	継続
広島県立広島南特別支援学校寄宿舎内部改修その他工事	広島市中区吉島東	電気	134,728	2026/03/11	2026/11/05	継続
広島県福山庁舎第2庁舎解体撤去その他工事	福山市三吉町	建築	132,000	2026/03/24	2027/01/22	継続
県立呉高等技術専門校管理棟外壁改修その他工事	呉市阿賀中央	建築	129,800	2026/04/01	2026/12/06	継続
広島県民文化センターふくやま照明調光卓更新その他工事	福山市東桜町	電気	123,247	2026/01/21	2027/02/26	継続
県営高陽住宅55、90号館外壁改修その他工事	広島市安佐北区真亀	建築	115,500	2025/11/20	2026/05/22	継続
広島県呉庁舎第2庁舎昇降機設備改修工事	呉市西中央	機械	113,300	2025/09/26	2026/10/02	継続
広島県立福山明王台高等学校校舎1号棟ほか1棟空調和設備更新工事	福山市明王台	機械	107,137	2026/03/03	2027/03/31	継続

(注) 1. 契約金額は、千円未満を四捨五入した。
2. 完成年月日は、契約工期末である。

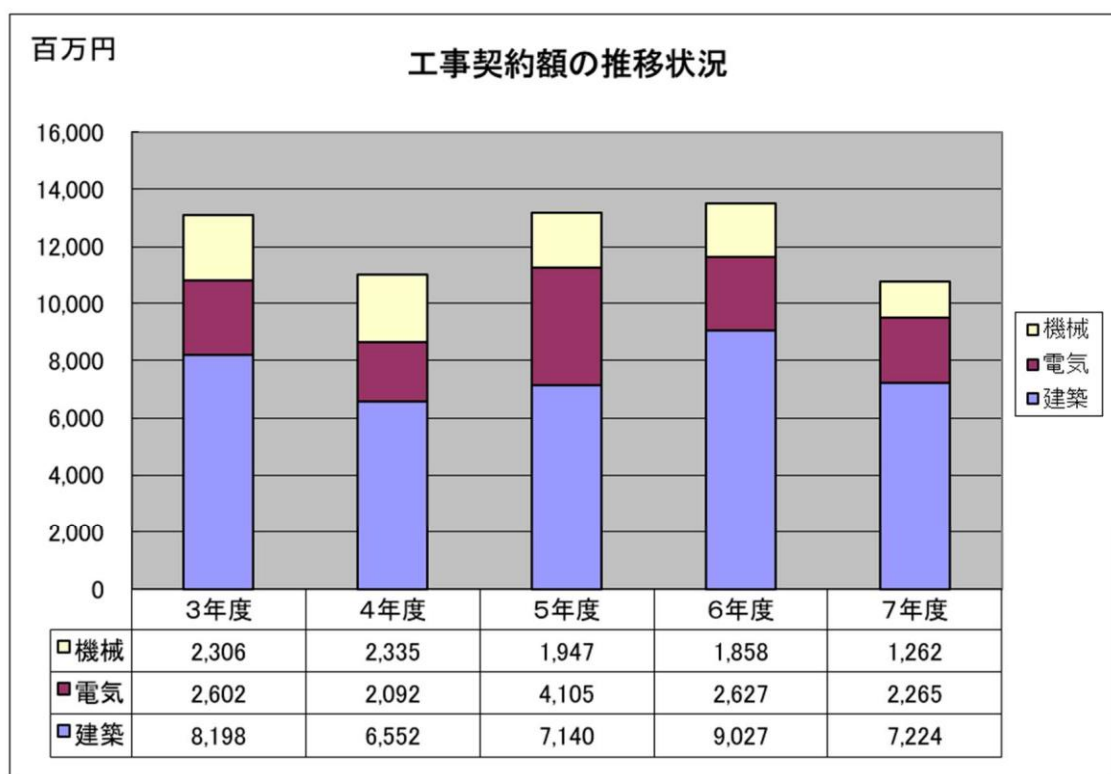
令和7年度工事実施状況

(単位:千円)

			危機管理監	総務局	地域政策局	環境県民局	健康福祉局	商工労働局	農林水産局	土木建築局	上下水道部	病院事業局	教育委員会	公安委員会	計
令和6年度 以前からの 債務負担行為 (既契約越)分 A	工事 内容 寄与	件数	0	5	0	0	3	0	1	7	0	1	8	1	26
		建築 金額	0	3,091,990	0	0	335,536	0	96,800	2,480,268	0	13,200	1,824,350	61,380	7,903,524
		件数	0	3	2	0	0	1	1	2	0	0	6	0	15
		電気 金額	0	512,314	322,300	0	0	75,900	121,627	318,450	0	0	766,110	0	2,116,701
		件数	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	6	1	12
		機械 金額	0	763,034	0	0	0	0	0	70,620	0	0	478,830	141,350	1,453,834
		件数	0	12	2	0	3	1	2	10	0	1	20	2	53
		計 金額	0	4,367,338	322,300	0	335,536	75,900	218,427	2,869,338	0	13,200	3,069,290	202,730	11,474,059
		件数	0	5	0	3	2	3	2	13	0	0	23	11	62
		建築 金額	0	478,948	0	448,690	133,100	197,135	125,332	3,120,085	0	0	2,085,518	635,122	7,223,930
令和7年度 契約額 B	工事 内容 寄与	件数	0	11	1	2	3	0	0	1	2	0	10	3	33
		電気 金額	0	691,449	93,324	148,679	166,650	0	0	215,600	57,772	0	654,193	237,050	2,264,717
		件数	0	4	1	1	3	1	1	2	0	0	5	1	19
		機械 金額	0	165,183	91,240	12,846	114,369	41,987	48,862	322,894	0	0	417,888	46,530	1,261,799
		件数	0	20	2	6	8	4	3	16	2	0	38	15	114
		計 金額	0	1,335,580	184,564	640,215	414,119	239,122	174,194	3,658,579	57,772	0	3,157,599	918,702	10,750,446
令和8年度 以降の 債務負担行為 (既契約越)分 C	工事 内容 寄与	件数	0	2	0	3	0	2	1	3	0	0	15	1	27
		建築 金額	0	440,000	0	448,690	0	160,105	40,073	2,222,187	0	0	1,782,242	330,000	5,423,297
		件数	0	4	0	1	0	0	0	1	0	0	5	1	12
		電気 金額	0	504,867	0	123,247	0	0	0	215,600	0	0	291,468	190,300	1,325,482
		件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	4
		機械 金額	0	0	0	0	0	0	0	273,900	0	0	328,238	0	602,138
		件数	0	6	0	4	0	2	1	5	0	0	23	2	43
		計 金額	0	944,867	0	571,937	0	160,105	40,073	2,711,687	0	0	2,401,948	520,300	7,350,917
令和7年度 執行額 A + B - C (件数はA+B)	工事 内容 寄与	件数	0	10	0	3	5	3	3	20	0	1	31	12	88
		建築 金額	0	3,130,938	0	0	468,636	37,030	182,059	3,378,166	0	13,200	2,127,627	366,502	9,704,158
		件数	0	14	3	2	3	1	1	3	2	0	16	3	48
		電気 金額	0	698,896	415,624	25,432	166,650	75,900	121,627	318,450	57,772	0	1,128,834	46,750	3,055,935
		件数	0	8	1	1	3	1	1	3	0	0	11	2	31
		機械 金額	0	928,216	91,240	12,846	114,369	41,987	48,862	119,614	0	0	568,480	187,880	2,113,494
		件数	0	32	4	6	11	5	5	26	2	1	58	17	167
		計 金額	0	4,758,050	506,864	38,278	749,655	154,917	352,548	3,816,230	57,772	13,200	3,824,941	601,132	14,873,587

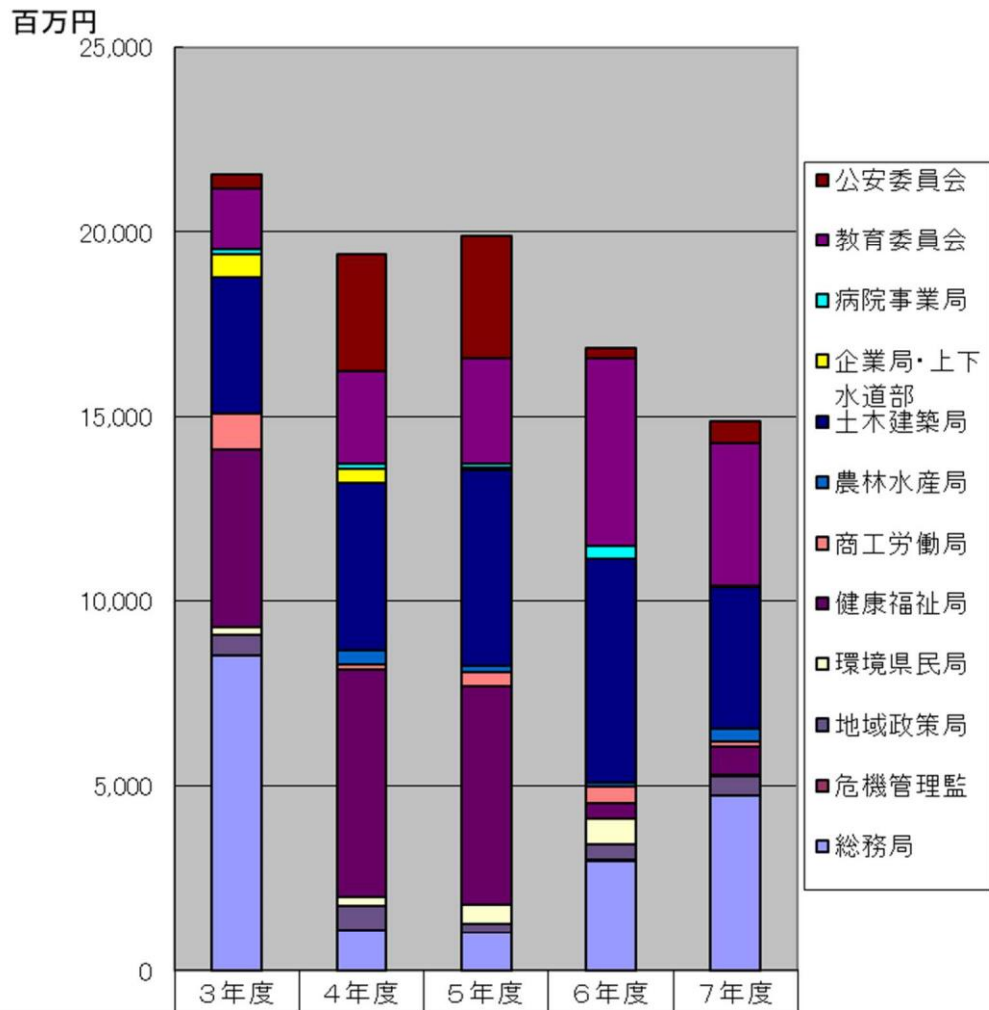


※金額は百万円未満を四捨五入



※金額は百万円未満を四捨五入

部門別工事執行額の推移状況



※金額は百万円未満を四捨五入

第 11 章 災害復旧



令和 7 年発生災害 一般県道都川中野線 道路災害復旧工事（山県郡北広島町）



令和 7 年発生災害 一般県道恐羅漢公園線 道路災害復旧工事（山県郡安芸太田町）

1 災害復旧事業の概要

災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって被災した公共土木施設を復旧し、公共の福祉と住民生活の安定を図ることを目的としている。

近年では、毎年のように公共土木施設災害が発生しており、非常に多くの災害復旧事業に取り組んでいるが、技術者の兼務制限の緩和等の不調・不落対策や下請けを含む建設事業者の確保に向けた取組など、様々な観点から必要な対策を講じ、早期復旧に努めている。

なお、令和7年及び過去における公共土木施設災害復旧事業の査定状況並びに本県における戦後の主要な災害は、次のとおりである。

2 災害復旧事業の査定状況

(1) 令和7年発生災害（広島市を除く）

（単位：件数、千円）

工種		県		市町		県・市町合計	
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
各工事別内訳	河川	4	39,462	15	155,976	19	195,438
	海岸(港湾に係るもの)	—	—	—	—	—	—
	砂防	—	—	—	—	—	—
	急傾斜	—	—	—	—	—	—
	道路	7	101,413	26	211,448	33	312,861
	橋梁	—	—	—	—	—	—
	港湾	—	—	—	—	—	—
	下水道	—	—	—	—	—	—
	公園	—	—	—	—	—	—
合計		11	140,875	41	367,424	52	508,299

(2) 過去の発生災害（広島市を除く）

ア 箇所数

（単位：件数）

年災	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
県	362	267	2,550	93	348	951	76	75	120	11
市町	408	275	2,930	57	333	701	68	105	116	41
合計	770	542	5,480	150	681	1,652	144	180	236	52

イ 金額

（単位：千円）

年災	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
県	3,351,199	3,181,043	63,032,991	1,104,005	6,001,987	19,166,268	1,999,943	1,599,841	2,220,100	140,875
市町	2,519,470	1,881,903	35,513,405	328,011	2,888,525	6,245,896	493,701	796,787	1,164,093	367,424
合計	5,870,669	5,062,946	98,546,396	1,432,016	8,890,512	25,412,164	2,493,644	2,396,628	3,384,193	508,299

3 広島県の主要災害（昭和 20 年以降）

発生 年月日	種 別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備考
		最大 風速	雨量	死者	負傷者	行方 不明	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑 流失	田畑 冠水	鉄道	船	
S20. 9.17	台風	m/s 30.2	mm 218.7	人 1,231	人 1,077	人 783	戸 2,185	戸 3,538	戸 —	戸 24,193	戸 23,359	か所 1,303	か所 1,223	か所 1,103	か所 —	丁 3,857	丁 10,651	か所 —	隻 —	枕崎台風
S25. 9.14	〃	28.1	144.4	1	1	—	66	403	—	4,592	23,505	174	141	29	—	34	3,595	1	23	キジヤ台風
S26.10.15	〃	33.9	260・3	132	361	34	716	1,267	1,679	5,726	17,863	1,567	3,039	554	487	3,470	1,568	15	1,371	ルース台風
S28. 6. 4 ～ 6. 7	〃	13.2	239.7	2	—	—	13	13	13	58	909	117	171	42	134	28	1,807	—	9	
S28. 7.16 ～ 7.22	梅雨	9.4	181.8	—	1	—	3	3	2	70	410	253	230	119	972	457	5,034	14	—	
S29. 9.13 ～ 9.14	台風	26.2	167.0	2	9	—	30	331	447	10,509	22,912	93	314	5	5	813	4,862	—	33	ジェーン台風
S35. 7. 7 ～ 7. 8	梅雨	8.9	144.2	18	27	—	39	48	88	763	8,081	267	645	164	495	865	11,162	16	—	
S39. 6.24 ～ 6.27	〃	9.7	269.0	7	20	—	5	13	2	47	4,264	328	230	—	—	344	—	—	—	
S40. 6.18 ～ 6.21	〃	5.7	291.0	17	28	—	33	82	53	4,353	34,741	1,077	397	85	—	154	—	39	—	
S42. 7. 7 ～ 7. 9	〃	6.0	198.5	159	231	—	532	701	643	4,898	32,910	1,715	1,065	108	—	93	—	110	25	呉地区集中豪雨
S44. 6.28 ～ 7. 8	〃	—	511.0	7	21	—	23	37	133	595	10,237	827	924	13	317	44	6,371	8	—	
S47. 7. 9 ～ 7.14	〃	6.7	552.0	35	105	4	349	2,170	486	5,169	11,031	7,360	4,637	313	950	169 か所		189	1	三次 564mm
S47. 8.20 ～ 8.21	低気 圧	9.5	206.0	2	9	—	16	19	60	512	4,950	8,703	5,696	332	1,220	714 か所		18	—	
S51. 9. 8 ～ 9.13	台風 前線	21.5	457.0	16	29	—	29	35	123	321	6,353	3,219	2,828	22	—	81.56ha		40	—	
S54. 6.26 ～ 7. 2	梅雨	—	422.0	1	5	—	5	7	93	152	3,201	2,552	1,494	18	494	141ha		25	—	
S56. 6. 25 ～ 7. 4	〃	—	618.0	4	11	—	2	5	55	22	902	1,823	1,570	4	2	652.1ha		50	—	江田島町、呉市 山崩れ
S58. 7.20 ～ 7.23	〃	—	518.0	—	2	—	8	3	14	73	538	2,857	1,274	19	—	201ha		8	—	昭和 58 年 7 月豪 雨
S60. 6.21 ～ 7. 6	〃	—	1,080. 0	2	3	—	6	20	56	441	3,119	4,594	2,731	12	—	184 ha	14 ha	75	—	
S63. 7.20 ～ 7.21	〃	—	276.0	14	11	—	38	20	15	72	459	304	219	7	59	29.39ha		21	33	
H 3. 9.27 ～ 9.28	台風	36.0	182.0	6	49	—	50	442	22,661	3,005	9,162	23	160	2	3	38 か所		88	668	台風第 19 号
H 5. 6.28 ～ 7. 5	梅雨	—	142.0	4	1	—	1	1	14	5	285	667	619	3	2	36.00ha		4	—	
H11. 6.24 ～ 7. 3	〃	—	446.0	31	59	1	101	68	300	1,284	2,763	1,767	963	18	—	2,638 か所		62	—	平成 11 年 6 月 29 日 梅雨前線豪雨
H11. 9.23 ～ 9.24	台風	32.1	145.0	5	60	—	2	7	1,296	141	1,033	206	160	2	—	178 か所		66	—	台風 18 号
H13. 3.24	地震	—	—	1	193	—	49	344	33,609	—	—	53	704	8	—	—		—	—	平成 13 年芸予地 震 マグニチュード 6.7 最大震度 6 弱
H16. 8.30 ～8.31	台風	18.0	164.0	—	9	—	1	4	88	1,379	5,799	61	61	—	—	11.48ha		—	—	台風 16 号
H16.9.7 ～9.8	〃	33.3	154.0	5	142	—	27	204	16,582	860	3,128	65	140	—	—	6.60ha		—	—	台風 18 号
H17.9.6 ～9.7	〃	19.3	346.0	—	13	—	7	75	135	240	1,741	469	275	6	—	55.36ha		—	—	台風 14 号
H18.7.14 ～7.21	梅雨	—	175.0	—	—	—	—	—	3	4	100	465	209	—	—	90.82ha		3	—	梅雨前線豪雨
H18.9.16 ～9.18	台風	21.5	259.0	1	7	1	4	8	37	76	419	462	214	9	—	88.25ha		—	—	台風 13 号
H21.7.19 ～7.27	梅雨	—	187.5	1	4	—	3	—	17	29	271	274	167	1	—	13.16ha		11	—	梅雨前線豪雨
H22.7.11 ～7.16	梅雨	—	516.0	5	6	—	19	35	72	254	1,407	831	413	3	—	82.87ha		39	—	梅雨前線豪雨
H26.8.19 ～8.21	低気 圧	—	287.0	74	69	—	179	217	190	1,086	3,097	395	162	—	1	15.94ha		—	—	
H30.7.5 ～7.8	梅雨	—	676.0	133	146	5	1,157	3,618	2,155	3,165	5,837	2,823	6,279	158	1,970	1,245.63ha		362	7	梅雨前線豪雨

発生 年月日	種 別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備考
		最大 風速	雨量	死者	負傷者	行方 不明	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑 流失	田畑 冠水	鉄道	船	
R03.7.7 ～7.8	梅 雨	—	313					78	155	88	440	392	297	3	7	421ha		2		梅雨前線豪雨
R03.8.11 ～8.25	梅 雨	—	793	3	1		11	78	37	120	343	647	615	3	74	1,110ha		2		梅雨前線豪雨

＝ 第 12 章 公共用地・土地収用 ＝



二級河川本川水系本川 浸水対策重点地域緊急事業（竹原市本町）

1 公共用地の取得

(1) 必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには、道路・港湾等の事業による交通体系の整備、治水・砂防等の事業による県土の保全、下水道・公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには、公共用地の取得等が不可欠である。

(2) 事務の概要

公共用地取得等の事務は、必要な事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では、土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、昭和 37 年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

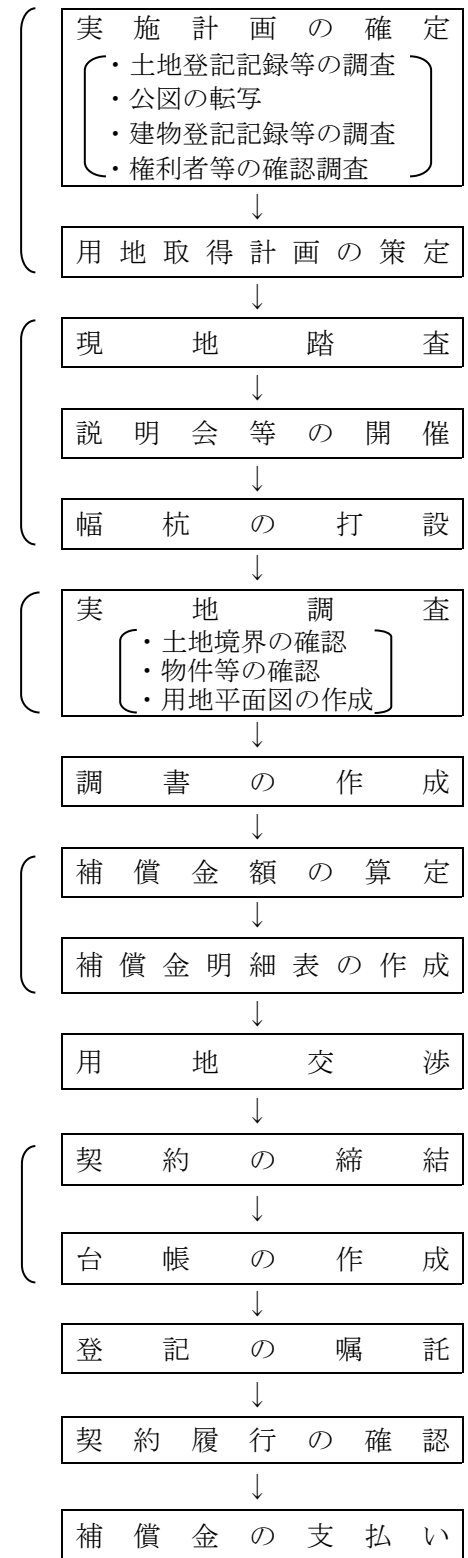
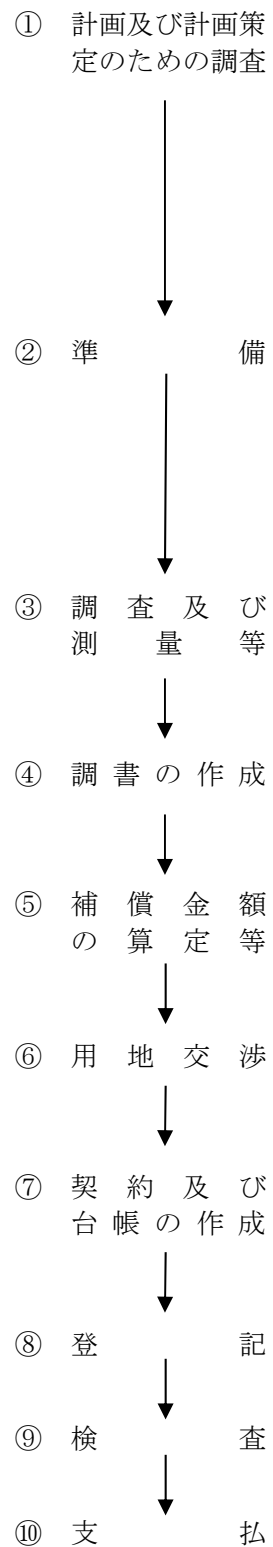
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

(3) 取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」（平成 18 年 3 月制定）を定め、事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

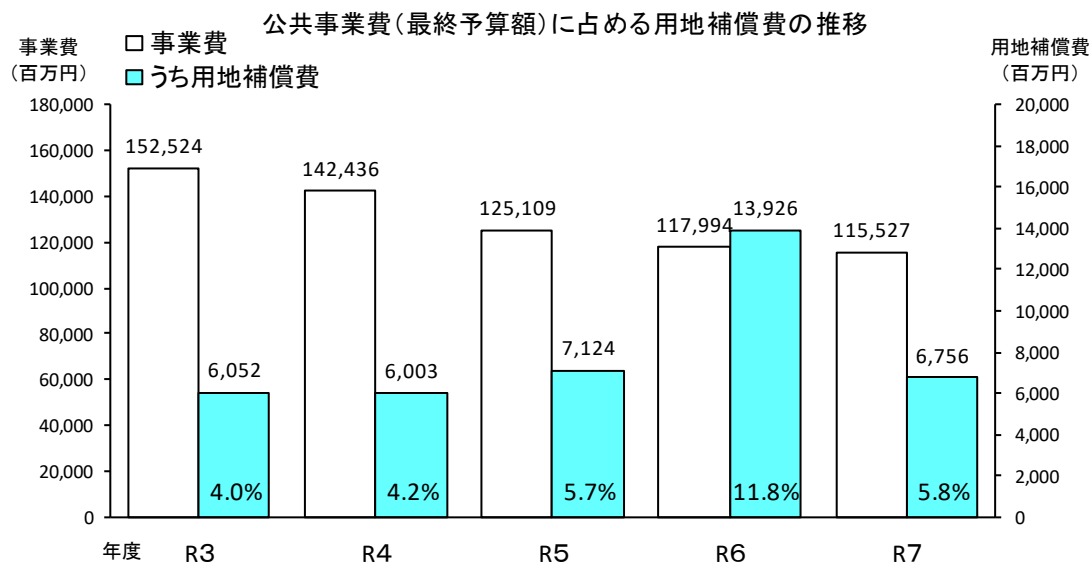
(参考) 用地取得の手順

公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



2 公共事業における用地取得実績

用地費及び補償費						
年度	用地取得箇所数	用地費		補償費		計(千円)
		取得面積 (㎡)	金額(千円)	物件件数(建物) (件)	金額(千円)	
R 3	362	465,384	2,044,918	471 (67)	4,007,535	6,052,453
R 4	425	563,203	2,004,874	596 (77)	3,997,810	6,002,684
R 5	483	521,213	3,015,320	611 (84)	4,108,290	7,123,610
R 6	460	464,560	9,174,408	565 (84)	4,751,755	13,926,163
R 7	366	330,060	1,719,405	486 (92)	5,037,170	6,756,575



3 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が、事業が真に公共のためになるものであること等を確認し、起業者に対して、土地を収用し、又は使用することができるという地位を付与する制度

- 大臣が認定する事業 : 主に国又は都道府県等が起業者である事業
- 知事が認定する事業 : 主に市町等が起業者である事業

令和7年度における事業認定

- ・大臣認定(起業者:広島県) 該当事業なし
- ・知事認定(起業者:市町等) 該当事業なし

(2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度

令和7年度における裁決申請実績なし

第13章 建設業



ひろしま建設フェア 2025



建設業お試し体験



1 建設産業の課題に対する取組

建設産業は、県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や、生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として、さらに、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきた。

また、建設事業者は、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、道路維持業務や除雪などといった社会資本の適切な維持管理の担い手としても活躍してきた。

加えて、平成 30 年 7 月豪雨災害等の災害発生時には、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行い、その後も復旧・復興を現場で支えるなど、「地域の守り手」としての建設産業の重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら、建設産業を取り巻く環境は大きく変化してきており、この変化に対応することが必要となっている。

本県の建設投資は、平成 22 年度にピーク時（平成 3 年度）の 5 割以下まで減少した後、国土強靱化施策や平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興工事により公共建設投資が増加、さらに都市開発・設備投資等の民間建設投資も増加したことにより、近年は高い水準となっている。

一方で、建設産業の担い手（技術者や技能労働者等）は、高齢化が進むと同時に、若年者等の入職者も少ないことから、担い手不足が常態化しており、十分な施工体制を組むことができないケースも発生している。さらに、経営者の高齢化も進んでおり、今後廃業する建設事業者が増えていくと、地域によっては建設事業者の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出ることも懸念されている。

このような課題は全国各地でも同様であり、政府では、建設産業の持続性を高めることを目的として担い手 3 法の改正を行った他、人口減少・少子高齢化社会の中、人手不足を解消するためのデジタル技術の活用等を推進してきた。

本県では、地域の持続的な発展と安全・安心を確保するために、建設産業の進むべき方向性と環境整備を目的とした「広島県建設産業ビジョン」を平成 23 年及び平成 28 年に策定し、建設産業の課題に対応した施策・取組を実施してきた。

現在は、建設産業の課題や環境の変化を踏まえて令和 3 年 3 月に策定した「広島県建設産業ビジョン 2021」に基づき、安全・安心な県土づくりに向けた具体的な施策・取組を実施している。

(1) 建設業の担い手確保・育成の推進

令和 8 年度の建設業の担い手の確保・育成に係る取組については、次のとおりである。

ア 第三次・担い手 3 法の適切な運用に向けた取組

改正担い手 3 法（適切な労務費の行き渡り、工期ダンピング防止など）が適切に運用されるよう建設業者への周知や指導等を実施

イ 建設業の魅力向上・発信の取組

(7) 担い手確保のための労働環境改善

魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境の改善等に取り組み、新規雇用を拡大しようとする建設業者に対し、費用の一部を支援する。

(4) 動画コンテンツ等を活用した情報発信

建設業のイメージアップに向けて、建設業の魅力、やりがい、社会的役割等について、動画コンテンツ等を作製し、県HPやSNSなどにおいて発信

(5) 建設業お試し体験会の開催

建設業の様々な職種を体験し、適した職種を見つける機会を提供

ウ 学生向け魅力発信・就職支援の取組

(7) 建設企業ガイダンス

土木系学科及び建築学科に所属する就職活動間近の高校生、転職希望者等を対象に、建設企業ガイダンスを開催

(4) 土木系・建築系学生向け説明会

土木系・建築系高校等において、若手技術者との意見交換や工事現場見学を通じた説明会を開催

エ 小中学生等向け魅力発信の取組

(7) ひろしま建設フェア 2026

広島市内において、業界団体と連携した体験型イベントを開催

(4) 小中学校等現場見学会

公共事業や建設業のイメージアップや理解浸透を図るため見学会を開催

(5) 図書館での建設業魅力発信展示

主に子供向けの資料の配布や展示、建設重機や土木構造物、建築物等の魅力に関する図書等の巡回展示を実施

オ 建設業における人材確保育成の取組

(7) 若手技術者セミナー

若年者の離職対策として、若手技術者セミナーを開催

(4) 技術者育成セミナー

技術者の技術向上等の取組として、技術者育成セミナーを開催

(2) 入札・契約制度の改善

令和8年度の建設工事等に係る入札・契約制度の主な改正については、次のとおりである。

ア 確かな競争力を発揮する建設産業

(7) ダンピング対策の見直し

低入札価格調査制度の改正（全国標準モデルの適用）

入札時の労務費ダンピング調査の実施

契約約款等へのコミットメント条項の導入

(4) 優れた技術力を有する事業者が受注できる入札方式の改善

工事成績条件付一般競争入札の拡大

(5) 地域の建設事業者等の確保・育成に向けた環境整備

災害実績条件付一般競争入札の拡大

年間平均完成工事高要件、指名業者数等の要件緩和

イ 担い手確保と働き方改革

(7) 週休2日確保の推進

発注者指定型による完全週休2日適用工事の拡大

(4) 建設キャリアアップシステム活用工事の拡大

発注者指定型の対象拡大及び受注者希望型の新設

(5) 建設工事における猛暑対策の支援強化

作業期間や時間を柔軟に選択できる熱中症対策を拡充

(4) 若手優秀技術者表彰制度の対象拡大

表彰対象工事の拡大、測量・建設コンサルタント業務を対象に追加

ウ 建設産業の生産性向上

(7) ICT 活用工事の拡大

発注者指定型による実施の対象工事の拡大

(4) CIM の活用推進

発注者指定型による対象業務の拡大

(5) 遠隔臨場の推進

遠隔臨場実施工事の拡大、遠隔実地検査の試行

(I) デジタルデータを活用した施工管理に関する試行

デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の試行

2 建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和 24 年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上*の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

※一定規模以上＝1 件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金 1,500 万円以上又は延べ面積 150 ㎡以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金 500 万円以上の工事
各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位: 者)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
知事許可業者	11,641	11,590	11,720	11,999	11,732
西部建設事務所	6,613	6,571	6,648	6,728	6,574
〃 呉支所	845	841	842	850	834
〃 東広島市所	755	752	769	780	766
東部建設事務所	3,084	3,090	3,125	3,187	3,119
北部建設事務所	344	336	336	454	439
県内大臣許可業者	273	270	268	272	267
合 計	11,914	11,860	11,988	12,271	11,999

年間許可申請処理件数（知事許可）

(単位: 件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
新 規	486	395	454	417	425
業種追加	247	229	186	231	250
更 新	2,623	2,398	1,127	1,590	2,315
合 計	3,356	3,022	1,767	2,238	2,990

3 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

なお、令和 7 年度における審査件数は、次のとおりである。

経営事項審査件数

(令和8年3月31日現在)

事務所別	区分	知事許可業者
西部建設事務所		1,205
〃	呉支所	299
〃	東広島支所	261
東部建設事務所		938
北部建設事務所		195
合 計		2,898

4 入札参加資格審査

県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、令和7・8年度分については、令和6年11月に受付を行い、令和7年4月から令和8年9月まで随時追加の受付を行っている。資格認定は、各業者の経営事項審査結果（客観的事項）と県工事成績、県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに3～4の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者についても、建設工事等と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高や技術者の状況等（客観的事項）と県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、その他業務を除き分野ごとに3つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。

令和8年3月31日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況

(令和8年3月31日現在)

	入札参加資格認定者数		
	建設工事等		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県内	2,158	138	298
県外	69	586	463
合 計	2,227	724	761

(注)「県内」、「県外」については、建設工事等は主たる営業所、コンサルタント等は登記簿上の本店の所在地により区分している。

5 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、令和7年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数

(単位：件)

年度	手 続	前年度 繰越件数 (A)	当年度 申請件数 (B)	当年度 取扱件数 (A+B)	当年度 終了件数 (C)	未処理 件 数 (A+B-C)	審理開催 回 数
令和7	あっせん	0	0	0	0	0	0
	調 停	1	4	5	4	1	10
	仲 裁	0	1	1	0	1	3
	合 計	1	5	6	4	2	13

6 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。

打刻及び検認の件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
打 刻	2	1	0	1	0	1
検 認	0	0	0	1	0	1

7 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者（浄化槽工事業者という。）は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者（特例浄化槽工事業者という。）は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移

(単位：者)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
浄 化 槽 工 事 業 者	県内	75	73	75	62	56
	県外	0	0	0	0	0
	合計	75	73	75	62	56
特例浄化槽工事業者	県内	639	595	604	583	587
	県外	79	79	80	81	83
	合計	718	674	684	664	670

8 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成12年5月に制定され、平成13年5月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者（建設業法に基づく土木工事業、建築工事業及び解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。）は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業の登録業者数の推移は、次のとおりである。

解体工事業の登録業者数

(単位：者)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県 内	274	288	292	309	297
県 外	15	15	16	21	18
合 計	289	303	308	330	315

9 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査（毎月1回）及び建設工事施工統計調査（年1回）を実施している。

【 参 考 資 料 】

1 令和8年度土木建築局関係事業負担率表

【令和7年度以前の債務負担行為の歳出化については、その年度の負担率を適用】

(1) 道路事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
道路改良費	国 道	補助	5.5/10 《5.0/10、5.5/10》 [4.5/10]	4.5/10 《5.0/10、4.5/10》 [5.5/10]	—	
			5.5/10 《5.0/10、5.5/10》 [4.5/10]	4.5/10 《5.0/10、4.5/10》 [5.5/10]	—	
			1/2 《5.5/10》 [4.5/10]	1/2 《4.5/10》 [5.5/10]	—	
			3/4、2/3、6/10	1/4、1/3、4/10	—	
			2/3 《6/10》	1/3 《4/10》	—	
	地方道	1/2(5.5/10) 《5.0/10、5.5/10》 [4.5/10]	1/2(4.5/10) 《5.0/10、4.5/10》 [5.5/10]	—		
		3/4、2/3、6/10、5.5/10	1/4、1/3、4/10、4.5/10	—		
		5.5/10(6/10) [2/3] 《6/10》	4.5/10(4/10) [1/3] 《4/10》	—		
		5.5/10	4.5/10	—		
特殊改良費	国 道	補助	15/30	13/30	2/30	
			15/30	14/30	1/30	
	地方道		15/30	13/30	2/30	
			15/30	14/30	1/30	
自転車道整備費		地方道	補助	1/2	1/2	—
凍雪害防止費		国道・地方道	補助	6/10	4/10	—
防雪費		国道・地方道	補助	6/10	4/10	—
道路災害防除費		国道・地方道	補助	5.5/10 《1/2》	4.5/10 《1/2》	—
除雪費		作業・機械	補助	2/3 《2/3》	1/3 《1/3》	—
交通安全施設費		一般	補助	1/2 《5.5/10》	1/2 《4.5/10》	—
		離島		1/2 《6/10》	1/2 《4/10》	—
無電柱化推進事業費		国道・地方道	補助	1/2	1/2	—
道路メンテナンス事業費		一般	補助	5.5/10	4.5/10	—
		離島		6/10	4/10	—
土砂災害対策道路事業費		国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—
道路盛土のり面防災対策事業		国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—
踏切道改良計画事業		国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—
交通安全対策（地区内連携）		国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—
交通安全対策（通学路緊急対策）		国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—
交通安全施設費			単独	—	10/10	—
道路改良費			単独	—	9/10	1/10
道路舗装費			単独	—	9/10	1/10
橋梁架換費			単独	—	14/15	1/15
直轄国道改修費等負担金	高速自動車国道建設費		直轄	3/4	1/4	—
	新設・改築			2/3 【7/10】	1/3 【3/10】	—
	交通安全	一種		2/3	1/3	—
		二種		1/2	1/2	—
	沿道環境	改築		2/3	1/3	—
	電線共同溝			1/2	1/2	—
	災害			2/3	1/3	—

注）道路事業の（ ）は、地域高規格道路及び基幹道について適用する。〔 〕は、離島架橋について適用する。
《 》は、広域連携事業を除く交付金事業について適用する。
{ } は、交付金事業のうち広域連携事業について適用する。【 】は、高規格幹線道路について適用する。

(2) 河川事業

事業名			区分	負担区分				
				国	県	地元		
河改修	川費	広域河川改修	補助	1/2	1/2	—		
		総合流域防災	補助	1/2	1/2	—		
		河川メンテナンス事業	補助	1/2	1/2	—		
		住宅市街地盤整備	補助	1/2	1/2	—		
		事業間連携河川事業	補助	1/2	1/2	—		
			補助	1/2	1/2	—		
		特定都市河川改修事業	補助	1/2	1/2	—		
河川情報基盤緊急整備事業費		総合流域防災	補助	1/2	1/2	—		
都市小河川改修費		都市基盤河川改修	市町施行	補助	1/3	1/3	1/3	
特定都市河川浸水被害対策推進事業費		特定都市河川改修	市町施行	補助	1/2	1/4	1/4	
河川環境整備	境界費	河川浄化	指定地域	補助	1/2	1/2	—	
			一般地域	補助	1/3	2/3	—	
		河川環境整備	河川利用進	県施行	補助	1/3	2/3	—
			市町施行	補助	1/3	1/3	1/3	
		総合流域防災		補助	1/2	1/2	—	
高潮対策費		地震・高潮対策河川	補助	1/2	1/2	—		
宅地等水防対策事業		土地利用一体型水防災	補助	1/2	1/2	—		
河川災害復旧等関連緊急事業費			補助	1/2	1/2	—		
河川災害関連事業費	災害復旧助成		補助	1/2	1/2	—		
	災害関連		補助	1/2	1/2	—		
河川等災害特定関連事業費			補助	1/2	1/2	—		
河川等災害関連特別対策事業費			補助	4/10	6/10	—		
河川総合開発事業	河川総合開発		補助	1/2	1/2	—		
	治水ダム建設		補助	1/2	1/2	—		
堰堤改良事業	良費	ダム施設改良		補助	1/2	1/2	—	
		堰堤改良	河道・貯水池	補助	1/3	2/3	—	
			その他	補助	4/10	6/10	—	
		長寿命化計画の策定又は変更		補助	1/2	1/2	—	
河川改良費			単独	—	10/10	—		
直轄河川改修費等負担金		改修	大規模模	直轄	7/10	3/10	—	
			その他		2/3	1/3	—	
		建設機械	改修・その他		2/3	1/3	—	
			ダム		7/10	3/10	—	
		特定河川構造物			2/3	1/3	—	
		都市河川環境整備調査			1/2	1/2	—	
		災害			5.5/10	4.5/10	—	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(3) 砂防事業

事業名				区分	負担区分			
					国	県	地元	
通常砂防費		通常・住宅関連		補助	1/2	1/2	—	
(個別・総合流域防災)								
離島振興事業(総合流域防災)				補助	1/2	1/2	—	
地すべり対策事業		渓流		補助	1/2	1/2	—	
(個別・総合流域防災)		一般			1/2	1/2	—	
急傾斜地崩壊対策事業費				補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)	
(個別・総合流域防災)	—	一般	大規模斜面緊急改築		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
			その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
					2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)	
事業間連携砂防等事業	砂防・地すべり急傾斜	公共施設関連	大規模斜面その他	補助	1/2	1/2	—	
			大規模斜面その他		9.5/20	9.5/20	1/20	
		—	一般		4.5/10	4.5/10	1/10	
			一般		大規模斜面その他	4.5/10	4.5/10	1/10
砂防メンテナンス事業	砂防・地すべり急傾斜	公共施設関連	大規模斜面その他	補助	2/5	2/5	1/5	
			一般		1/2	1/2	—	
			一般		9.5/20	9.5/20	1/20	
まちづくり連携砂防等事業	砂防・地すべり急傾斜	公共施設関連	大規模斜面その他	補助	4.5/10	4.5/10	1/10	
			一般		1/2	1/2	—	
			一般		9.5/20	9.5/20	1/20	
通常砂防事業(情報基盤)				補助	1/2	1/2	—	
地すべり対策事業(情報基盤)				補助	1/2	1/2	—	
急傾斜地崩壊対策事業(情報基盤)				補助	1/2	1/2	—	
砂防基礎調査費(総合流域防災)				補助	1/3	2/3	—	
地すべり基礎調査費(総合流域防災)				補助	1/3	2/3	—	
急傾斜地基礎調査費(総合流域防災)				補助	1/3	2/3	—	
災害関連緊急砂防事業費				補助	2/3	1/3	—	
災害関連緊急地すべり対策事業	急傾斜	渓流		補助	2/3	1/3	—	
		一般			1/2	1/2	—	
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費	急傾斜	公共施設関連	大規模斜面その他	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)	
			大規模斜面その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
		—	一般		大規模斜面その他	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			一般		大規模斜面その他	2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連緊急急傾斜地崩壊特別事業費	急傾斜	公共施設関連	大規模斜面その他	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)	
			大規模斜面その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)	
		—	一般		大規模斜面その他	4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			一般		大規模斜面その他	2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連緊急雪崩対策事業				補助	1/2	1/2	—	
砂防激甚災害対策特別緊急事業費				補助	5.5/10	4.5/10	—	
雪崩対策事業費(総合流域防災)				補助	1/2	1/2	—	
特定緊急砂防事業費				補助	1/2	1/2	—	
特定緊急地すべり対策事業費				補助	1/2	1/2	—	
地すべり激甚災害対策特別緊急事業				補助	5.5/10	4.5/10	—	
大規模特定砂防等事業				補助	1/2	1/2	—	
通常砂防費				単独	—	10/10	—	
地すべり対策事業				単独	—	10/10	—	
急傾斜地崩壊事業	地すべり急傾斜	通常事業・緊急改築事業		単独	—	1/2	1/2	
		災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	政令市		—	5/10	5/10	
			不交付団体		—	6.25/10	3.75/10	
			その他		—	7.5/10	2.5/10	
直轄砂防事業				直轄	2/3	1/3	—	

注) 砂防事業の()は、崩壊により家屋が半壊以上の被害があるものについて適用
地域防災がけ崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(4) 海岸事業

事業名				区分	負担区分			
					国	県	地元	
高潮対策事業	一般			補助	5/10	4/10	1/10	
	離島				11/20	8/20	1/20	
	海岸メンテナンス事業（一般）				5/10	4/10	1/10	
	海岸メンテナンス事業（離島）				11/20	8/20	1/20	
海岸環境整備事業				補助	10/30	17/30	3/30	
					10/30	18.5/30	1.5/30	
港湾海岸 保全施設 事業	高潮	一般	広島	補助	4/10	5/10	1/10	
			その他		5/10	4/10	1/10	
		離島	11/20		8/20	1/20		
		海岸メンテナンス事業（一般）			5/10	4/10	1/10	
		海岸メンテナンス事業（離島）			11/20	8/20	1/20	
港湾海岸 環境整備事業		一般		補助	10/30	17/30	3/30	
		離島			10/30	18.5/30	1.5/30	
港湾海岸 災害関連事業		一般		補助	5/10	5/10	－	
		離島			11/20	9/20	－	
直轄海岸保全施設整備費負担金				直轄	2/3	1/3	－	

(5) 港湾事業

事業名					区分	負担区分		
						国	県	地元
港湾改修事業	国際拠点・重要	-5.5 m 以下の小型係留施設関連			補助	4/10	3.5/10	2.5/10
		その他				5/10	2.5/10	2.5/10
	地方	一般				4/10	3.5/10	2.5/10
		広域連携				9/20	6/20	5/20
		離島	水域・外郭			8/10	2/10	－
			係留・臨港交通施設			6/10	3/10	1/10
	港湾メンテナンス事業	一般				1/3	2/3	－
		離島				5/10	5/10	－
港湾環境整備事業	緑地	一般	上用地	補助	5/10	2.5/10	2.5/10	
			用地		4/12	5/12	3/12	
	廃棄物埋立護岸	産業廃棄物（一般廃棄物）浚渫土・建設残土			4/12	5/12	3/12	
		海域環境創造			5/10	2.5/10	2.5/10	
		沈没船舶処理			1/3	2/3	－	
効果促進事業					補助	5/10	2.5/10	2.5/10
港湾補修事業	一般			補助	1/3	2/3	－	
	離島				5/10	5/10	－	
地方創生港整備推進交付金事業	一般		水域・外郭・係留臨港交通施設	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
			その他		4/12	5/12	3/12	
	離島		水域・外郭	補助	8/10	2/10	－	
			係留・臨港交通施設		6/10	3/10	1/10	
			その他		5/10	4/10	1/10	
港湾改良事業					単独	－	2/3	1/3
港湾災害関連事業					補助	5/10	5/10	－
直轄港湾改修費等負担金		国際拠点港湾（外貨に係るもの）	航路・防波堤係留施設	直轄	4/6	1/6	1/6	
		国際拠点港湾	臨港交通施設		5.5/10	2.25/10	2.25/10	
		重要港湾	その他		5.5/10	4.5/10	－	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6) 漁港事業

事業名				区分	負担区分			
					国	県	地元	
水産流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業 水産生産基盤整備事業 漁港機能増進事業	本土	二種	外かく・水域施設	補助	5/10	3/10	2/10	
					5/10	3/10	2/10	
		三種	けい留輸送用地		5/10	2.5/10	2.5/10	
	離島				8/10	2/10	—	
					6/10	3/10	1/10	
					5.5/10	4/10	0.5/10	
					漁港集落排水施設設備を除く			(間接補助) 5/10
(間接補助) 5/10	(県費補助) 0.1/10 (交付金) 0.9/10	4/10						
地方創生汚水処理施設整備 推進交付金	(直接補助) 5/10	(交付金) 1/10	4/10					
漁港環境整備事業	本土	一般		補助	5/10	3/10	2/10	
		市町補助			(間接補助) 1/2	—	1/2	
	離島	一般		補助	5/10	4/10	1/10	
		市町補助			(間接補助) 1/2	—	1/2	
漁港海岸保全施設整備事業 (高潮)	一般			補助	5/10	4/10	1/10	
	離島				5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港海岸保全施設整備事業 (海岸メンテナンス)	一般				5/10	4/10	1/10	
	離島				5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港海岸環境整備事業	環境整備	一般			10/30	17/30	3/30	
		離島			10/30	18.5/30	1.5/30	
地方創生港整備推進 交付金事業	本土		補助	5/10	3/10	2/10		
	離島	外かく・水域施設		8/10	2/10	—		
		けい留		6/10	3/10	1/10		
		輸送・用地		5.5/10	4/10	0.5/10		
漁港改良事業				単独	—	2/3	1/3	
市町事業費 指導監督						1/2	1/2	—
災害復旧事業	一般			補助	0.667	0.333	—	
	離島				0.8	0.2	—	
単復旧災害事業				単独	—	10/10	—	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(7) 都市計画事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
公共団体土地区画整理事業	補助	1/2(5.5/10)	—	1/2(4.5/10)
街路事業	補助	15/30(16.5/30)	13/30(11.5/30)	2/30
		16.5/30	9.5/30(11.5/30)	4/30(2/30)
		16.5/30	11.5/30	2/30
		15/30(16.5/30)	13/30(11.5/30)	
街路事業	単独	—	9/10(26/30)	1/10(4/30)
都市公園事業	用地及び補償施設	1/3	2/3	—
		1/2	1/2	—
都市公園事業	単独	—	10/10	—
直轄公園整備費負担	新設	2/3	1/3	—
流域下水道事業	処理場管渠等	2/3	0.5/3	0.5/3
		1/2	0.5/2	0.5/2
		1/2	0.5/2	0.5/2
公共関連単独流域下水道事業	単独	—	1/2	1/2
市町都市計画事業指導監督費	補助	10/10	—	—
都市再生土地区画整理事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
組合土地区画整理事業費	補助	1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)	
組合土地区画整理貸付事業費	貸付	1/2	1/2	
宅地耐震化推進事業	補助	1/3	2/3	

(8) 市街地再開発事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
市街地再開発事業費	組合等施行	2/6	1/6	市町：1/6 組合等：2/6
	個人施行	2/6	1/6	市町：1/6 施行者：2/6
	指導監督	10/10	—	—

(9) 住宅事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	—
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	—	5.5/10(1/2)
住宅建設事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地総合整備事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地基盤整備事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅・建築物耐震改修事業	補助	1/2(1/3、2/4)	1/2(2/3、1/4)	
住宅・建築物アスベスト改修事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
災害危険区域内建築物防災改修等事業	補助	1/2(1/3)	1/2(2/3)	
がけ地近接等危険住宅移転事業	補助	2/4	1/4	1/4
がけ地近接等危険住宅移転事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
建築物火災安全改修事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
狭あい道路整備等促進事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
住宅・建築物省エネ改修推進事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)

(10) 災害復旧事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
災害復旧事業費	一般	0.667	0.333	—
	離島	0.8	0.2	—
	—	—	10/10	—
市町指導監督事務費	補助	10/10	—	—
査定設計委託費	補助	1/2	1/2	—

(11) 空港事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
空港建設事業	単独	—	10/10	—
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	1/3×8/10	1/3×2/10
広島ヘリポート整備事業	単独	—	1/2	1/2

注)「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

2 土木建築局関係行政委員会等

(1) 行政委員会

名 称	広島県収用委員会
任 務	公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁決等を行う。
根 拠 法	土地収用法
構 成 等	委員 7 人及び予備委員で構成し、任命については県議会の同意を要する。
所 管 課	土木建築局 土木建築総務課

(2) 附属機関

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| ① | 名 称 | 広島県公共事業評価監視委員会 |
| | 任 務 | 知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。 |
| | 根 拠 法 | 広島県附属機関設置条例 |
| | 構 成 等 | 公共事業の事業評価に関し識見を有する者 6 人以内で構成 |
| | 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |
-
- | | | |
|---|-------|--|
| ② | 名 称 | 広島県建設工事紛争審査会 |
| | 任 務 | 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあっせん、調停及び仲裁を行う。このうち審査会の行った仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する。 |
| | 根 拠 法 | 建設業法 |
| | 構 成 等 | 人格高潔、識見の高い者（委員 15 人以内及び特別委員）で構成 |
| | 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |
-
- | | | |
|---|-------|---|
| ③ | 名 称 | 広島県漁業補償調停委員会 |
| | 任 務 | 漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り、公共性の高い事業の円滑な推進と漁業従事者の生活再建に寄与する。 |
| | 根 拠 法 | 広島県漁業補償調停委員会設置条例 |
| | 構 成 等 | 学識経験を有する者 7 人以内で構成 |
| | 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |
-
- | | | |
|---|-------|--|
| ④ | 名 称 | 広島県あっせん委員 |
| | 任 務 | 土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争についてあっせんを行うこと。 |
| | 根 拠 法 | 土地収用法 |
| | 構 成 等 | 収用委員会が推薦する収用委員会の委員 1 名、学識経験者 4 名の計 5 名で構成 |
| | 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |
-
- | | | |
|---|-------|--|
| ⑤ | 名 称 | 広島県仲裁委員 |
| | 任 務 | 土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争（土地等に係る対償のみに関するものに限る。）について仲裁を行うこと。 |
| | 根 拠 法 | 土地収用法 |
| | 構 成 等 | 収用委員会がその委員の中から推薦する者 3 名で構成 |
| | 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- ⑥ 名 称 広島県公共工事入札監視委員会
任 務 県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議することにより、入札・契約過程及び内容について、その透明性を確保する。
根 拠 法 広島県公共工事入札監視委員会設置条例
構 成 等 学識経験を有する者 5 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 建設産業課
- ⑦ 名 称 広島県土地収用事業認定審議会
任 務 知事が事業認定に関する処分を行うとき、知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し、意見を述べる。
根 拠 法 土地収用法
構 成 等 学識経験を有する者 7 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 用地課
- ⑧ 名 称 広島県水防協議会
任 務 広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し、及び関係機関に対する意見陳述を行う。
根 拠 法 水防法
構 成 等 会長 1 人並びに関係行政機関の職員、水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員 15 人で構成
所 管 課 土木建築局 道路河川管理課
- ⑨ 名 称 広島県土木建築局広島空港アクセス等情報システム公募型プロポーザル選定委員会
任 務 知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。
根 拠 法 広島県附属機関設置条例
構 成 等 広島県職員、空港アクセス及び空港運営に関する専門的知識を有する者をもって 5 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 空港振興課
- ⑩ 名 称 広島県海域利用審査会
任 務 海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また、海域の使用について知事が許可するに際し、知事の諮問に応じ、意見答申する。
根 拠 法 広島県の海の管理に関する条例
構 成 等 学識経験を有する者 10 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 港湾振興課
- ⑪ 名 称 広島県広島港地方港湾審議会
任 務 広島港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法 港湾法
構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 30 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

- ⑫ 名 称 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
任 務 尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法 港湾法
構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 25 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑬ 名 称 広島県福山港地方港湾審議会
任 務 福山港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法 港湾法
構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計 20 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑭ 名 称 広島県都市計画審議会
任 務 都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審議し、また関係行政機関に建議する。
根 拠 法 都市計画法
構 成 等 学識経験者、関係行政機関の職員、市町長の代表者、県議会議員、市町議会の議長の代表者をもって 30 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 都市計画課
- ⑮ 名 称 広島県屋外広告物審議会
任 務 知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
根 拠 法 広島県屋外広告物条例
構 成 等 県関係吏員、県商工会議所連合会関係者、県観光連盟関係者、屋外広告物の広告業者、学識経験者をもって 13 人以内で構成
所 管 課 土木建築局 都市計画課
- ⑯ 名 称 広島県開発審査会
任 務 開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為等で、知事が諮問した事項について審議する。
根 拠 法 都市計画法
構 成 等 法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し、すぐれた経験と知識を有する者 7 人で構成
所 管 課 土木建築局 都市環境整備課
- ⑰ 名 称 広島県建築審査会
任 務 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決、並びに特定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。
根 拠 法 建築基準法
構 成 等 法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの 7 人で構成
所 管 課 土木建築局 建築課

- ⑱ 名 称 広島県建築士審査会
任 務 建築士法の規定に基づき、二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、知事が行う処分のうち一定のものについての同意等同法によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 根 拠 法 建築士法
構 成 等 建築士又は学識経験者をもって8人で構成
所 管 課 土木建築局 建築課
- ⑲ 名 称 広島県県営住宅管理等審議会
任 務 知事の諮問に応じ、県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備及び管理に関する重要事項を調査審議する。
- 根 拠 法 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例
構 成 等 県市町関係吏員、学識経験者、公益代表者若干名で構成
所 管 課 土木建築局 住宅課
- ⑳ 名 称 広島県建築設計者選定委員会
任 務 知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査をする。
- 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
構 成 等 広島県職員、関係行政機関の職員、学識経験する者をもって30人以内で構成
所 管 課 土木建築局 営繕課
- ㉑ 名 称 広島県土木建築局3D都市モデルを活用したユースケース開発公募型プロポーザル選定委員会
任 務 知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。
- 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
構 成 等 広島県職員、三次市に関する専門的知識を有する者をもって10人以内で構成
所 管 課 土木建築局 都市計画課

(3) 県が資本金の四分の一以上を出資している法人(令和8年4月1日現在)

基本情報

法人の名称	広島県土地開発公社	所 管 課	土木建築局用地課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設 立 登 記	昭和48年3月31日

基本財産等の額	30,000千円	うち県出資額	30,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設 立 目 的	公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
業 務 概 要	1 公有地取得事業 2 土地造成事業 3 附帯等事業

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常 勤 役 員 数	4 人	0 人	4 人	0 人	
非 常 勤 役 員 数	9 人	3 人	1 人	5 人	
常 勤 職 員 数	9 人	3 人	0 人	6 人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	藤原 直樹		常勤
常務理事	黒川 幸雄		常勤
理 事	城田 俊彦		常勤
理 事	福田 幸作		常勤
理 事	富永 健三		
理 事	小林 秀矩		
理 事	下森 宏昭		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	西本 尚士		
理 事	沖邊 竜哉		
理 事	梅田 泰生	商工労働局長	
理 事	藤田 士郎	土木建築局長	
監 事	山田 正彦	会計管理者	
監 事	青木 龍一		

組織の概要

統合事務局（土地開発公社、道路公社、住宅供給公社）	備 考
----------------------------------	-----

基本情報

法人の名称	広島県道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設 立 登 記	昭和56年3月30日

基本財産等の額	3,850,000千円	うち県出資額	3,850,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設 立 目 的	有料道路の新設、維持修繕その他の管理を総合的、効率的に行うことにより幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業 務 概 要	有料道路の新設、改築、維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常 勤 役 員 数	4 人	0 人	4 人	0 人	
非 常 勤 役 員 数	3 人	2 人	0 人	1 人	
常 勤 職 員 数	17 人	8 人	2 人	7 人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	藤原 直樹		常勤
常務理事	城田 俊彦		常勤
常務理事	黒川 幸雄		常勤
常務理事	福田 幸作		常勤

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	藤田 士郎	土木建築局長	
監 事	山田 正彦	会計管理者	
監 事	青木 龍一		

組織の概要

理事長 常務理事 事務局長 総務部長 — 総務課(7人) 道路部長 — 維持管理課(5人) 安芸灘大橋有料道路管理事務所(2人) 統合事務局(土地開発公社、道路公社、住宅供給公社) 理 事 監 事	備 考
---	-----

基本情報

法人の名称	広島高速道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所 在 地	広島市東区温品一丁目 8 番23号	設 立 登 記	平成 9 年 6 月 3 日

基本財産等の額	93, 204, 600千円	うち県出資額	46, 602, 300千円	県出資比率	50%
県以外の出資者	広島市 (46,602,300千円、50%)				

設 立 目 的	広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
業 務 概 要	1 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理。 2 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社(以下「国等」という。)の委託に基づく指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理。 3 指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の建設及び管理。 4 国等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究。 5 指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等の建設及び管理。 6 委託に基づき、指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理。

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常 勤 役 員 数	4 人	2 人	1 人	1 人	
非 常 勤 役 員 数	4 人	1 人	0 人	3 人	
常 勤 職 員 数	7 7 人	1 8 人	0 人	5 9 人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	友道 康仁		常勤
副 理 事 長	小松 康二		常勤
理 事	安部 学	土木建築局付 (部長)	常勤
理 事	穂丸 清孝	土木建築局付 (部長)	常勤
理 事	野曾原 悦子		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
監 事	濱田 芳弘		
監 事	山田 正彦	会計管理者	
監 事	藤岡 康一		

組織の概要

<pre> graph TD LD[理事長] --- PL[副理事長] LD --- RI[理事] RI --- TS[総務部長] RI --- BS[保安全管理部長] RI --- KI[企画調査部長] RI --- KB[建設部長] TS --- TK[総務課 13人] BS --- TM[交通管理課 14人] BS --- BK[保全課 13人] KI --- KIK[企画調査課 9人] KI --- KTM[技術管理課 3人] KB --- KU[用地課 5人] KB --- K1[建設第一課 8人] KB --- K2[建設第二課 7人] KB --- KS[監査室 2人] </pre>	備 考
--	-----

基本情報

法人の名称	(株)ひろしま港湾管理センター	所 管 課	土木建築局港湾振興課
所 在 地	広島市南区宇品海岸一丁目13番13号	設 立 登 記	平成2年4月2日

基本財産等の額	1,000,000千円	うち県出資額	510,000千円	県出資比率	51%
県以外の出資者	広島市(90,000千円、9.0%)、ヤマハ発動機株式会社(52,000千円、5.2%) 株式会社広島銀行(30,000千円、3.0%)、マツダ株式会社(30,000千円、3.0%) 株式会社もみじ銀行(23,000千円、2.3%)、株式会社中国新聞社(20,000千円、2.0%) など15団体				

設 立 目 的	広島県管理港湾施設の管理・運営を行う。
業 務 概 要	1 港湾施設、漁港施設、公共海岸及びこれらに準ずる又は付帯する公共施設等の維持管理及び運営 2 港湾施設、漁港施設及びこれらに準ずる又は付帯する施設等の整備、保有、賃貸、維持管理及び運営 3 国際拠点港湾広島港における埠頭群の運営 4 港湾施設の利用促進に寄与する集荷促進に関する業務 外

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常 勤 役 員 数	5 人	0 人	2 人	3 人	
非 常 勤 役 員 数	9 人	1 人	0 人	8 人	
常 勤 職 員 数	28 人	2 人	1 人	25 人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役社長	甲田 良憲		常勤
常務取締役	山中 裕之		常勤
常務取締役	縄谷 一久		常勤
常務取締役	中下 達司		常勤
取 締 役	新村 貴史	土木建築局 空港港湾担当部長	
取 締 役	中西 賢也		
取 締 役	伊藤 敬一		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
取 締 役	柳瀬 正治		
取 締 役	佐藤 浩之輔		
取 締 役	内堀 達也		
常勤監査役	清水 和則		常勤
監 査 役	宮崎 誠克		
監 査 役	植田 紘吉		
監 査 役	新井 幸司		

組織の概要

代表取締役社長 (常勤監査役) (コンテナターミナル運営部) (企画統括部) (港湾サービス部) (マリーナ振興部) 常務取締役 常務取締役 常務取締役 常務取締役 担当 (3名) 企画統括チーム (6名) 管理チーム (5名) 港営チーム (4名) 福山営業所・松永詰所 (4名) 営業推進チーム (3名) 営業技術チーム (3名) 五日市FA (1名) ※営業推進チームと兼務	備 考
--	-----

基本情報

法人の名称	広島県住宅供給公社	所 管 課	土木建築局住宅課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設 立 登 記	昭和41年 3 月31日

基本財産等の額	10, 000千円	うち県出資額	8, 300千円	県出資比率	83. 0%
県以外の出資者	広島市(700千円)、呉市(500千円)、福山市(250千円)、三原市(150千円)、尾道市(100千円)				

設立目的	県民の住生活の安定を図るため、住宅の建設、経営及び賃貸管理を行う。
業務概要	1 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡 2 宅地の賃貸、管理及び譲渡

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常 勤 役 員 数	4 人	0 人	4 人	0 人	
非 常 勤 役 員 数	6 人	3 人	0 人	3 人	
常 勤 職 員 数	2 6 人	4 人	5 人	1 7 人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考	役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	藤原 直樹		常勤	理 事	木村 成弘	都市建築技術審議官	
常務理事	黒川 幸雄		常勤	理 事	金澤 正裕		
常務理事	福田 幸作		常勤	監 事	山田 正彦	会計管理者	
理 事	城田 俊彦		常勤	監 事	藤岡 康一		
理 事	福知 基弘						
理 事	藤田 士郎	土木建築局長					

組織の概要

理事長 常務理事 理 事 事務局長 総務部(8人) 総務課(7人) 住宅部(17人) 経営企画監 理 事 監 事 統合事務局(土地開発公社、道路公社、住宅供給公社) 分譲促進・事業推進担当(4人) 住宅管理・入居促進担当(3人) 建築営繕担当(2人) (株)広島県住宅管理センター(3人)	備 考
---	-----